



〈垣内茂氏提供〉

# 『日本の監獄から』

サミュエル・ヘーズレット著

訳

北條 鎮雄  
松平 信久

訳者前書き

本稿は Samuel Heaslett D.D. (1875-1947) 著 『FROM A JAPANESE PRISON』 (MOREHOUSE-GORHAM CO. NEW YORK 1943) を訳出したものである。

五年ほど前のある日、立教学院院長室に当時同学院のチャプレン長であった武藤六治主教が来室され、手に持った本を示しながら「これを訳してみただけませんか」と仰言った。見れば色あせたカーキ色の表紙の小冊子（縦横18 cm / 12 cm 64ページ）で、表紙には、Paul Ruschのサインがあった。武藤師が、以前、山梨県清里の聖アンデレ教会で司牧中に、同地のキープ協会主宰者であったポール・ラッシュ氏から譲られたものとのこと、同師は大切に保管されていたのである。ご依頼をお受けしたにもかかわらず、その後今に至るまで、院長室の書棚に長く放置しておいたのはひとえに私の怠慢によるものである。

本書は、太平洋戦争勃発の一九四一年一月二日八日の当日に、官憲によって逮捕され、その後四ヶ月にわたって収監された著者による獄中体験記である。全く予想外の、開戦即日の拘引という衝撃の大きさを戸惑い、それに続く厳しい取調べの日々の様子などがリアルに書き記されている。その苦渋の日々の記録と並んで、このよう

な逆境にも拘わらず、日本人クリスチャンや、良識ある人々への信頼や感謝が全編を通じて貫かれていること、たくまざるウィットとユーモアが随所に見られることは印象的である。本書の刊行が大戦の只中であつたことを考えればその思いは一入である。最終章の靈的経験の記述は、特に本書の特質を示すものとして、異彩を放つ部分である。なお付言すれば、当時立教大学教授であつたラッシュユ氏も開戦翌日の九日早朝、立教大学構内の校宅で検束され、そのまま、東京・田園調布にあつた強制収容所・スミレホームに収容され、翌年の夏に送還船で本国アメリカに送り返されるまでの数ヶ月間、収容所生活を余儀なくされている。

サミュエル・ヘーズレット師<sup>①</sup>は、英国北アイルランドに生まれた。<sup>②</sup> 学業を終えた後、CMS (The Church Missionary Society = 英国聖公会宣教協会) 所属の宣教師として、一九〇〇(明治三三)年に来日した。徳島県、千葉県での宣教活動や聖公会神学院での教壇活動の後、一九二二(大正一一)年に南東京地方部(後の南東京教区を経て、現在の横浜教区)主教に就任し、四〇年までその任にあつた。その間、一九三三年から三八年まで、日本聖公会を代表する立場である、日本聖公会総会議長や主教会議長(現在の首座主教にあたる)も務めている。一九四七年の四月に監獄から釈放され、その年の

七月に交換船で帰国した。終戦後、一九四六年に、日本の教会の復興状況の視察と激励のために、イギリス聖公会派遣特使として再来日。一九四七年、母国で亡くなつた。<sup>③</sup>

なお、本書の翻訳に関しては、日本聖公会司祭・垣内茂氏による抄訳が『聖公会新聞』に、一九八五年六月号(三八七号)、七月号(三八八号)、九月号(三八九号)の三回にわたつて掲載された。<sup>④</sup> 今回の訳出に当たつては、関連事項を訳注や訳者補遺として記載し、本文の叙述の背景や関連事項を可能な限り探り出すことに留意した。読者のご参考になれば幸いである。

① 原語の発音に近い表記をすれば、サミュエル・ヒーズレットとなる。ここでは、日本の文献に多く見られ、実際にもそう呼ばれていたと思われる表記を用いている。

② 詳しくは文末の「訳者による補遺」1.を参照。

③ 詳しくは文末の「訳者による補遺」8.を参照

④ 垣内氏が抄訳した原本と、本稿のそれは異なっている。詳しくは、上記と同じ「補遺」2.を参照。

本訳文について予めつぎのことをお断りしておく。

- (1) 教役者については、「主教」(当時は「監督」)、「司祭」(当時は「長老」)など現在の呼称を用いた。
- (2) 本文に引用されている聖書の文言の訳出にあたっては、『新共同訳聖書』の訳文を用いた。
- (3) 注は全て訳者によるものである。簡単な事項は、○囲みの数字を語句の右下に付け脚注としてページ末に注記した。その他の注は、語句下の( )に番号を付し、章末に注の内容を記した。(以上)

## 目次

- 序文 カンタベリー大主教による
- I 警察署  
一九四一年二月八日から二〇日まで
- II 独房での監禁  
一九四一年二月二〇日から一九四二年四月八日まで
- III 釈放後  
一九四二年四月八日から七月三〇日まで
- IV 霊的諸経験

## 〈著者紹介、序文〉

### ヘーズレット主教に関する覚書

サミュエル・ヘーズレット博士は、ダラム大学(Durham University)で神学の最高優等学位を取得し、イズリントン(Islington)のC・M・S・カレッジ<sup>①</sup>での訓練を経て、一九〇〇年に日本に渡った。彼の任務の最初の二二年間は、地方の福音宣教の仕事と複数の神学校で教えたことに分けられる。一九二三年に南東京地方部の主教に按手され、<sup>②</sup>一年後に日本聖公会の総裁主教になった。<sup>③</sup>一九一四年から一八年におよぶ戦争の間、フランスの中国人労働者組合<sup>④</sup>で三年間勤務した。

彼には当初から、種々の異なった天与の資質を備えていることが必要とされていた。その天賦の能力とは、若い教会を指導し治める力——それは、目前の問題処理と同時に、より永い将来を見据えた行動が必要とされるものである——、教える能力、事の運びがよりゆっくりした地方の人々に対してその成り行きを見守る忍耐強さなどである。

彼は非常に人間味の溢れたアイルランド人であり、そのアイルランド人特有の逆説的な論法や、それに加えて、生涯にわたる洗練された日本語を操る経験が、彼を精確な言葉の使い手にしたのである。

何をおいても、ヘーズレット主教は、勤務における忠の強さの典型である。日本の「嘆願」<sup>5)</sup>では、台風や洪水、地震、火事からの救いを祈るが、これらは、実際の、比喩的両面において常に恐れられている危険事態なのである。このような身体的精神的状況の下で、主教は、四二年間忠実に働いてきたのである。

### 序文 カンタベリー大主教による

この非常に感動的な経験の物語を推薦することをお許しただけは光栄です。永年にわたり、ヘーズレット主教は、彼の献身と見識によつて、アングリカ・コミュニオン・日本管区(「日本聖公会」)を導いてきました。その故に、日本においてキリスト教が目指す働きを支えて来た全ての人々から、賞賛と敬意を集めてきたのです。片や日本と、他方のアメリカとイギリスの間で、戦争が布告されると、彼は直ちに逮捕されましたが、その時のことと、そしてその後起きたことは本書に記されています。

この本は、日本人が囚人たちをどのように扱ったかを伝えている点で、大変興味深いものです。しかしそれ以上、これは一つの霊的な経験の記録として、より興味深く重要であり、そのことから多くの人は、新しい勇氣

と活きた信仰を引き出されることと思います。

ここで記されている叙述を完全なものにするために、主教の書かれたことの背後にある一つ、二つのことが想起されるべきでしょう。彼は日本人会衆の献身や、彼の日本人使用人の自己犠牲的な忠実さについて述べています。私たちは同時に、戦争という溝を越えた、日本人信徒と中国人信徒の印象的な交友関係を思い起こすべきであり、それは、タムバラム(Tambaram)における国際宣教師会議<sup>6)</sup>のときや、占領下の中国で折々に見受けられるものと同じものです。この物語によつて、イギリスと、彼が永いこと仕えた国民の間の病んだ思いを強めてしまうようなことは、ヘーズレット主教にとつて最も忌むべきことでしょう。彼とその同労者の働きの結果が見られるのは日本人キリスト者の間においてです。私たちは、戦争の多くの残酷さにも拘わらず、戦争が終結した時に、神からの聖霊が働き続けてきたことを知るのであります。その聖霊は、戦争のあらゆる圧力を潜り抜けて、幸福な関係や善意という希望を再生させ、またその結果として生み出される平和を蘇生させることを可能にするのです。

ウイリアム・カンタウア (WILLIAM CANTUAR)<sup>5)</sup>

一九四二年一月四日

注

- (1) ロンドン中心部のイズリントン地区に位置する神学校。宣教師の養成を目的とするイギリス聖公会としての最初の学校であった。CMSでは、一八二〇年にその教育のための学校施設を開いていたが、イズリントン地区の Daniel Wilson が CMS 援助協会の一員に任命されて以来、当地区の教会は宣教師養成教育の中心となった。卒業生から多くの海外派遣宣教師が輩出しているが、アイヌ伝道で知られる宣教師・バチエラー (John Batchelor 1854-1944) もこの学校で学んだ。
- (2) 後に出てくる本文の記述によれば、ヘーズレット師の主教按手は、一九二二年一月二五日にロンドンのウエストミンスター大聖堂で行われた。また、主教就任式は、同年五月二九日に、東京・芝の聖アンデレ大聖堂で挙行された。当時、南東京地方部の主教座は、同聖堂に置かれていた。
- (3) なお、同地方部が南東京教区となったのは、ヘーズレット主教退任後の一九四一年四月に行われた日本聖公会第二〇回総会での決議によるものである。更に同教区の横浜教区への名称変更は、一九六二年の同二七回総会承認、一九六三年一月の教区会決議によっている。
- (4) 同師は一九三三年から一九三八年までのその任にあった。
- (5) 第一次世界大戦中、労働力不足を補うために、中国やその他の国の労働者が、国家間の協定にもとづいて、連合国側に雇われた。彼らはフランス、ベルギーなどで、建設、道路や鉄道の補修、砂糞詰め等の非戦闘的作業に従事した。
- (6) 「嘆願」は、聖公会で行われる礼拝式のひとつ。祈りには、感謝、讚美、謝罪、祈願などの内容が含まれるが、「嘆願」では、様々な願い事を礼拝の会衆が共に祈る。祈禱者自身に関する祈りと共に、教会に関することや、世界のあらゆる人々の直面している諸問題について

神の助けや導きを祈る「代禱」の部分からなっている。

- (6) 一九一〇年にエジンバラで開かれた世界宣教会議は、第二回会議をエルサレムで(一九二八)、続く第三回目をインド・チェンマイ(當時はマドラス)近郊のタンバラムで一九三八年に開催された。時あたかも、ドイツ、イタリア、スペイン、日本などでファシスト体制が台頭した時期であり、その状況下での教会の役割の重要性が強調された。エジンバラ会議は、世界宣教協議会 (International Missionary Council (IMC)) の発足 (一九二二) を促したが、これらの動きがやがて、世界教会協議会 (The World Council of Churches (WCC)) の発足 (一九四八) の魁となった。
  - (7) この日付に該当する時期のカンタベリー大主教は、第九八代・William Temple (1881-1944) 師 (在任期間一九四二・四一〜四四・一〇・二八) である。
- この WCC の発足は、WILLIAM CANTUAR と記されているが、CANTUAR とは、ラテン語でカンタベリーの意。歴代のカンタベリー大主教は、署名などの際に、名前のあとに苗字ではなく、この CANTUAR と書くのが慣例となっている。

## 警察署

一九四一年二月八日から二〇日まで

## 私の逮捕

私は、二月八日、日本がアメリカ、イギリスに宣戦を布告した日の午後四時三〇分に東京の家で逮捕された。<sup>1)</sup>

私は、午前一〇時頃、ラジオで戦争に関する声明の放送を非常な驚きをもって聞いていた。しかし、私自身の今後のことについては考える時間が無く、二つのミッシヨン（宣教組織）の他のメンバーと連絡を取り、新しい事態のもとでの生活の仕方について話し合いたいと思っていた。以前に私は、東京の警察当局者から、どのようなことが起ころうとも恐れるようなことは無いと知らされていた。そこで、自由を制限された自宅での監禁が私の運命であろうと考えていた。逮捕とか監獄という考えが私の中に入り込むことは皆無であった。せいぜい私に考えられることは、他のメンバーと一緒に収容施設に収容されるということであった。

開戦の第一日目には、日本が、永いことあれほど親密

で援助を惜しまない関係にあった国々と戦争をする、というような考えに私の気持ちを合わせることが全く不可能で、とまどいの状態にあった。そこで、その日の四時半に、四人の私服の男性が正面玄関に現れた時には、この人たちは新しい生活の仕方について警告を与え指示をしに来たとしか考えられなかった。私のための新しい生活の様式——それは私が夢にも見なかったことだが——は、四人のうちの主任が、「貴下を国防保安法」の条項違反の嫌疑で逮捕する」と英語で読み上げた時に始まった。その時でさえ、私の思考は、その言葉の真意を受けとめることはせず、「私は事情聴取を受けるのだ」と考えていた。

係官たちは大変親切で、私を気の毒がっているように見え、そのことがまた私の当惑を増した。彼らの忠告に従って、私は一番暖かい冬の上着に着替え、さらにもう一枚セーターを着込み、寒い集結施設が必要と思われる品物でスーツケースを一杯にした。どこに行くのかというような私の質問に対して、彼らは曖昧で誤魔化しの返事しかしなかった。私の家に彼らが来た時から、四月八日に釈放されるまでの間、私は、人につきまとわれ、監視され、管理された。彼らのうちの一人が、我々が目的地に着く頃には夕食時間が過ぎていそうなので、サンドイッチを一包み作ってもらい、スーツケースに入れてい

くようにとアドバイスした。家の賄い婦が留守であったので、その娘さんに私の夕食用のチーズとジャムのサンドイッチを作ってもらった。これは、私がこれまでに食べた最も風変わりな夕食となった。

ついに用意が整い、男の一人——それは刑事だが——が、武器を持っていないことを確かめるために、職業的な手つきで私の身体を触れ回った時に、私の心に初めてかすかな不安が生じた。その小さな恐れ影は日に日に大きくなり、やがては恐怖となりそれが心中を覆うまでになった。

それから私は、スーツケースを持つようにと告げられ、四人のうちの最も体の大きい男と共に未知の目的地——その時知ったのは、横浜のどこかということだった——に向けて出発した。その刑事が私を連行し、他の係官は私の家进行搜索するために残った。後から聞いたところでは、彼らは、私が貯蔵している飲食物から、自分たちが欲するものを飲み食いし、また持ち去った。四月の追放に向けて私がドアを出ようとする際に、年長の主任官が「神のお恵みを」と言った。私は、この人はクリスチャンだったろうと想像している。私はその時以来、もし彼が私の行き先を知っていたのなら、「神のみ援けがありますように」という別れの挨拶のほうが、より適切だったのとはしばしば思った。

この時点で、自宅での、安全でかなりな安楽な状態という私の夢は非現実のものとなり、日本人の友人が私を守ってくれるという約束の全てが無益であるということ、さらに私はかなり厳しい事態に向かおうとしていることなどが分かってきた。しかし、私の身体の武器検査や別れの挨拶があつたにも拘わらず、収容キャンプという考えが未だ私には残っていた。

スーツケースが重く私は心臓が弱かったので、私の家がある聖アンデレ教会構内地 (St. Andrew's Compound)<sup>⑤</sup> の正門前で私たちはタクシーを拾ったのは幸いであつた。タクシーは鉄道の品川駅に着き、我々はタクシー代と私の電車賃をきちんと払い、横浜市内を通り抜ける近郊線<sup>④</sup>に乗ってそこを離れた。刑事は通行パスを携えており料金は払わなかつた。切符を買う時に、彼は駅の名前を私に告げたが、それで私は行き先の戸部<sup>⑥</sup>という名前を初めて聞いた。しかし私たちが戸部警察署<sup>⑦</sup>に向かおうしていることは未だ分からなかつた。

刑事は親切で、九〇分の乗車中絶え間なくたばこを吸い、この戦争が嘆かわしいものだという私の意見に同意した。彼は長い昇り階段で私のスーツケースを運び上げるのを手伝ってくれさえした。電車は乗客で満員であり、彼らは我々をジロジロと眺めた。しかし凝視する眼にも敵意は全く感じられず、それは単なる好奇心からの

ように私には思えた。

警察署に連れ込まれ、制服の警察官が大勢いる部屋で待つように言われた時に受けたショックを、私は決して忘れることができない。私は、スーツケースを抱えいろいろなことを考えながら、約二〇分間、中央の部屋に放置されていた。それから私は荷物を持つように命じられ、いくつかの重いドアを通して署の奥へと連れて行かれ、監房を担当している二人の警官の前に連れて行かれた。そこで私は、私の知っていた世界へと完全に入り込み、あまり考えたこともなかった未知の世界へと完全に入り込んだのであった。そして私は、その時には判らなかったが、犯罪者集団の一員となったのである。日本では、人はひとたび逮捕されると、自分自身で無罪を証明するまで有罪であると見做されるのである。そしてその直後に手錠をかけられたときに、私は、「鉄が私の魂の中に入り込んだ」と本当に思った。

私が部屋に入ると、担当の警官は他の日本人を取調べ中であつた。そこで私は周囲を眺め回したり、警官の一人に許可をもらつてサンドイッチを食べたりする時間があつた。警察署のこの部署の入り口の右側には、少年四人で一杯の収監房が一つあり、左側にはやはり四人が入つた女性房があつた。後になつて聞いたところでは、この少年たちは少年院から脱走したとのことであり、四

人の女性については、一人は賭け事、一人は盗み、二人は〈危険思想〉とのことであつた。

入り口の反対側には、まっすぐな廊下に沿つて五つの男性房があり、それぞれが満員であるように思えた。しかし、後に、満員とはいへ、一つの収房には常に一人分の余裕があることが分かつた。長い廊下のはずれには開いた窓が一つ、二つの手洗い盤と小さな便所が一つあつた。

私の取調べと身元確認札をつける時間が来ると、先ず全部のポケットを空にしなければならなかつた（後に一人の警官がそれを調べた）。私が所持していたものはすべて、各房の四〇数人の脅えた囚人の目の前で、勿論彼らの興味津々のもとで行われた。私は署内でただ一人の外国人であつた。サンドイッチを食べた後、警察官が私の所持金を数え、持ち物を私の帽子に纏めて入れる間、立ちっぱなしで靴を脱ぎ、片手でズボンを持ち上げている私の様子は、彼らにとつて新奇な光景であつたに違いない。私は重いコートをも含む全ての衣類や眼鏡を保持することを許された。この眼鏡の所持は大きな譲歩であつたことが後になつて分かつた。

私の取調べは終わった。警官が三号房の扉を開け、四人の収容者のいる中に私を押し入れた。房の外に立つ係



官によつて監獄房の鍵がかけられるときのような恐ろしい音は他にはない。初めての経験であつたその時の、「ここに入つたらお前の望みは全て捨てよ」と思わせたあの音を、私は決して忘れることはないだろう。

かくて私の囚人生活が一月八日に始まつた。衣類を別にすれば、私の持ち物は木製の爪楊枝一本だけであつた。これは、一三日間の警察署暮らしでの唯一の所持品であつた。これは大変役に立つ、愛すべきともいえる所持品となつた。これは色々なこと、特に爪の掃除に役に立つたが、その本来の目的のために使う必要は一度もなかつた。聖書に基づく意味での「歯の清潔」<sup>①</sup>がそれを不必要にしたのである。

衣服を着込み、しかしその他は何も持たず、私は後ろで三重の廻し錠がかけられる音を聞いた。そして新しい仲間と顔を合わせた。みな日本人であつた。新参者の私に囚人たちが聞いた最初の問いは「お前さんは何をしたいんだい」というものであつた。しかし私自身何のために告発されたか分からなかつたので、彼らの熱心な質問に對して、分からない、しかし何か戦争に關することです捕されたのだと想像している、としか答えられなかつた。

## 監房

監房は長さ九フィート、幅五・五フィート<sup>②</sup>であつた。床は木で、薄い数枚のマットで覆われていた。壁はコンクリートで、一つの灯りが頭上高く昼夜にわたつて点つていた。一二月であつたのに、房には蚊が群れていて、壁には以前の収監者がつぶしたその虫の血のついた残骸が大量にはり付いていた。我々は毎日、この蚊をつぶすのにかかるの時間を費やした。窓の近くの部屋の外れの隅には重い鉄の蓋があり、これがトイレを覆つていた。これは幸いなことだつたと言えるだろうが、頼むと、監督警察官によつて管理されているタンクから水が流された。このトイレの水洗は、監房生活の物質的な面での一つの救いとなつた。

## 監房生活

私が新しい居所に突然移された直後に、寢床を用意するようにとの命令があつた。各房から一人の人間が、布団（日本式の綿の入つた重い寢具で、毛布とマットレスの中間の厚さで、より柔い）がしまわれている部屋に行

①一フィートは三分の一ヤードで、一・二インチ、約三〇・五センチ。従つて、この監房の面積は、約四・六坪で、タタミ三畳ほどの広さということになる。

き、警官の監視のもとで、囚人一人につき一枚の布団を房に運んだ。我々の居房用の五枚は、二枚が床に敷かれて共用のベッドとなり、三枚は皆の体の上に広げられた。監房に以前からいる収監者がベッドを整えたが、それは彼らがそのルールに慣れており、暖かさを維持する方法にも習熟していたからであった。私の寝床の位置は、トイレのふたの先端のところであった。

規則上、我々は七時には就寝し、翌朝の七時まで寝ていたが、その一二時間は蚊に苦しめられ、私の場合は更に色々な思いからくる困惑に苦しめられた。房は五フィート半の幅であったが、わたしの身長は五フィートと八、五インチであった<sup>①</sup>ので、眠るのが難しいことが分かった。私は体を伸ばして横になることができなかつた。他の人は眠っていたと思う。我々は静かにしなければならなかつたが、枕としてまるめたコートとともに、足は短い布団からはみ出し、灯りは私の顔を照らし、慣れない雰囲気全体のために、私はその夜はあまり眠れなかつた。

この監房およびもう一つの似た房が、私の一三日間の居場所となった。一日に一回だけ、午前の三、四分間、我々は廊下に出ることを許された。我々は常に五人で、交代で朝晩掃除をし、時々は六人、一度は七人が九フィートの房で眠った。昼の間の静粛は強制ではなかつ

た。静かにするならば話すことは許されていたので、我々は一月中ムダ話をすることもできた。大声で話すことだけは禁じられていた。そこで徐々に私は同室者の事情を知るようになった。自分がこの署にしていることに關して、口を閉ざしている人は全く皆無であった。

私が最初にこの房に押し入れられた時にいた四人のうち一番若い人は、一八歳くらいの若者だった。彼は、故郷の町で雇い主から金銭を盗み、横浜でそれを使おうとしてやってきたのだった。他の一人は貿易管理令違反、三人目は前にも捕まっていたことがある芸者宿の男で、他の三人（皆この署内の別の監房にいる）と共に博打で捕まり、四人目は、最も興味を引かれる若者だが、〈危険思想〉で取調べを受けていた。以前、彼はエスペラント語の熱心な学生で、非合法のエスペラント学生会のメンバーであり、その雑誌に自由についての論文を書いていた。教養があり、裕福で、鉄工場の管理者であり所有者である彼は、自分のおかれた立場に關して勉めて冷静であり、この取調べの後、三、四年監獄に送られるだろうことが分かっていると、私に話した。

毎夜、別の収監者が送られてきたが、それは、アルコール中毒者、町をうろついていた知的な能力の低い

①一六八cmの幅に対して、身長は一七四cmである。

人、夜の徘徊者、泥棒などであった。彼らは、一日、二日留まったが、その後、未知の運命と行き先に向けて姿を消した。私は同室者からひたすら気遣いを受け、長い時間にわたって、宗教、社会生活、イギリス式の生活やマナーについて話し合った。戦争についての発言は、芸者屋からだけあったが、この戦争を止めるための彼の考えは、アメリカが日本に全船舶を譲り渡すことと、一〇億ドルの賠償金を支払うというものであった。

ベッドは不潔で汚いものだった。布団は近くの部屋に積み上げられたものから取り出され、晩方に手渡して配られたが、二晩続いて同じものが来ることは全くなかった。私は割と容易に不愉快な皮膚疾患からは免れたが、後に刑務所に移ってからいくばくかの治療を受けた。午前七時に当直の警官が全員を起し、それから各房の鍵を一つずつはずし、我々は布団をたたみ、各房からの一人ずつがそれを収納室に運び、夜に必要ななるまでそこにしまわれた。

## 体を洗う

体を洗うための設備は簡素そのものだった。廊下の外れの開いた窓のところに二つの流しがあり、それぞれに水道の蛇口があった。そこには、石鹸も歯ブラシも、銘々用のタオルもなかった。できることといえば、冷水

で手を擦ること、顔の一部に水をかけること、そして警察から用意されている一〇枚ほどのタオルのうちの一枚を使って体を拭くことだけだった。私はスーツケースにある自分用のタオルとハンカチを使うことに特別の許可を願ひ出た。しかし、許された最大限の譲歩は、他のものと一緒に置かれる自分のタオルに名前を書くということだった。「そうすれば、他の人はそれを使わないだろう」と警官が言った。しかし、囚人たちは一号房から順に洗浄を許されたので、私が三号房にいたために、私が自分のタオル（長さが一フィート半、幅が半フィートの薄い木綿製であった）を探した時には、それはびしょびしよに濡れていた。おそらく多くの人々が既に使っていたのである。

私は一、二度それを自分の房に持ち込んだが、毎日検査があるので隠すのは難しく、濡れたタオルをポケットにしまっておくのは不愉快だった。そこで、共通のタオルを使うという不愉快さにも拘わらず、自分用のものを確保したために捕まり、そして多分殴られるという懼れに負けてしまった。（私はこのタオルを警察署から出る時に（救い出し）今も所持している）

## 監房暮らしでの出来事

普通の生活では気づかない些細なことが、このような

条件下では拡大され特別な意味を持つ事になる。体を清潔に保つということ、手足の爪を切ること、歯や爪を磨くこと、これらは殆ど意識されない日常茶飯事だが、これらを妨げられるときには、当然の事ながら、生活上殊の外大きな意味を持つ事となる。私の個人用爪楊枝は一日三日間の取調べ中、係官から隠すことに成功し、思ってもいかなかった気高い義務を果たした。それは、遊びの楽しみにさえなった。

担当の警察官がほかの事をやっている時に、私は一、二度、朝の立て込んでいるときに水道の蛇口のところで、冷水摩擦をすることを企てた。しかしこれは非常に短い時間に、しかも情けない恰好でやらなければならなかった。一二月のある朝に、開いた窓の前で、石鹸もなく小さなタオルで行う冷水摩擦は、清潔さという点で自尊心を保つには理想的な方法ではなかった。しかしリスク——それは極く身近なところにあったが、——を冒す価値はあった。人は自分が汚れているとか、人の目に汚く見えるなどのことが分かった場合や、あるいは、喉や頬に一〇日も経つ伸びた白髪が生えていることを知っている場合に、自尊心の要素を保持することは難しい。仲間と共に汚いままにいることにある種の居心地の良さがあり、わたしの白い頬髯が美しく似合っていると、囚人仲間が言ったときには幾分かの満足を感じました。し

かしそれでも私は、その言葉を信じなかった。

一人の警察官が、自分たちは全員、警察署でのこの仕事が好きだと私に話した。彼らは皆パトロールの仕事が好きだ。内勤は難しかった。何人かの警官は残酷で、ある者は厳格だが公平であった。犯罪者との不断の接触や監視を続けることは、彼らをより厳しくする傾向にある。一人の係官は、「お前たちに親切にすれば、お前たちはそれに付け込む」と言った。私の一日三日間の監禁中、数人が顔を叩かれるのを見た。ある者たちは頭髮を引っ張られ、他は殴り倒され足蹴にされた。数名の者は竹刀や長いゴムホースで殴られ、ある者は喉を絞められ窒息しそうになった。警察署の生活では、顔を背けたいことや残酷なことが多かったが、ともかく、厳しい規則の遵守が課せられた。そして大酒飲みの大威張りを止めさせるために、ホースで二、三回殴るということもあった。他方、係官たちは居房の中の女性たちには親切だった。そして、おびえて途方にくれている小さな少女を親切になだめて眠りにつかせ、翌日に祖母のいる家に送り返した。

### 食事

警察署の食事は質素だった。太るといふ心配は誰にもなかった。毎日三回、近くの食品店から使いのものが来

て必要な食事数を確かめた。そして午前七時三〇分、一時三〇分、午後三時三〇分に用意された食事が届けられた。各自に手渡される盆には、心身を保つにぎりぎりの粗悪な米飯とたった一切れの漬物が載っていた。朝には、これに一碗の野菜の汁がそえられ、他の食事の際にはぬるま湯一杯が与えられた。午後三時三〇分と午前七時三〇分の間は何も食べ物が無かった。

約二日間のこのような規定食の後、私は、小さな食堂から自分用の食事を届けてもらうことを許された。自分の食べ物を選択する可能性は無かった。どんなものでも来たものを食べた。私は、各食事につき一円を払うことにし、食堂の主人は、市場で入手出来たものを運んで来た。日本での食品の不足から、彼が持つてくるものは質が悪く、種類も単調であった。しかし、彼は、毎朝、マーマレードを塗った二切れのトーストと一杯の紅茶、目玉焼き、りんごかオレンジを用意してくれた。そして、それらに対する満足感と翌朝の食事への期待感の故に、私は、他の食事のことなどあまり考えられなかった。他の食事は食欲をそそらず、他の囚人に支給される食事と比較してだが、内容は豊かで量もあったからこの朝の食事はまじだった。私の食事は、午前一〇時と午後六時に与えられるので、仲間の囚人、特に若い男性は、何が出るかと、私ほどの位残すかに多大の関心を寄せ

た。私はいつもりんごかオレンジを分けた。いつも空腹な男たちに分けるとちらかの果物の一切れは、飽食の人には分らない一種の満足をもたらした。何が来るかということや、皆に配分するために私がどのくらい残すかという問題はさておいて、規則による通常の食事時間の合間に来るわたし用の食事は、生活の単調さを幾分かは取り除いた。

付言すれば、我々の共同生活での身近な出来事の中で、この人たちは心の繊細さを保ち、思いもかけない態度で行動したことを、私は、喜びのうちに記録しておきたい。追加の食事に関してさえ、私は分け合うことを受け入れるようにと強く勧めねばならなかったし、彼らはそれを欲張らずに食べた。そこには明らかに、粗野も貪欲も無かった。

### 盗品を分けてもらったこと

そこでの二週間の闇の様な生活の中でいくつかの出来事が光を射し込ませた。最も楽しかったことは、楽天的な芸者屋によつてもたらされた。彼がこの警察署に連行されて来たのは、初めてではなかった。彼は担当係官のご機嫌を伺うことの価値を知っていた。彼は毎朝毎晩の布団の世話をし、廊下を掃除し、警官の机を水拭きし、埃を払った。その見返りとして、警官から一時間程度暖

房の近くで座ることを許され、お茶を出され、時にはタバコを与えられた。ある晩、私たちが就寝した後に、肩のところにそつと手が伸びてきて、掌に五個の日本の甘い菓子を押し込まれた。我々の房の他の囚人も同じ思いがけない楽しみを味わった。数日後、私は芸者屋にどうやってこの菓子を手に入れたのか尋ねた。すると、彼は、任務中の警察官のご機嫌伺いのために、自分で費用を負担して、彼の外部の友達たちにこの菓子のプレゼントを送ってもらったことが判った。そして彼は自ら買った出た仕事が終わって休んでいる間に、警察官が机を離れた隙をみて、自分の分にあたる分量の菓子を失敬し、それを我々に渡してくれたのである。このようなことは二度あった。

### 石鹼で顔や手を洗う

危険思想の持ち主だという疑いによって逮捕され、警察署にいた八人の日本人の内の二人は、教養のある若い女性だった。ある朝のこと、いつものように私が、同じ房の他のメンバーと共に、手と顔を洗うために冷水盤に行くと、ちょうどその女性のうちの一人が洗面を終えたところだった。彼女は小さな石鹼を持っていた。私たちは小声で短い話をして、なぜ彼女がこの警察署にいるのかを知った。彼女は私の年齢を聞き、あなたはお年にな

さわしくとても魅力的ですなとお世辞を言った。別れ際に私が「あなたは石鹼をお持ちのようですね」と言うと、彼女はただちに、「これをお貸ししましょう」と言ってくれた。一〇日間の汚れ、一〇日間の孤独、一〇日間のいらつく制限と取り調べによって衰弱しており、私は、この最初の人間的な接触によって、新鮮な水と一緒に涙を流した。

私は、この瞬間とこれを可能にした人を決して忘れまい。彼女はその人間性によって、私の弱った信仰を生き返らせた。祈りというものがいくらか効果をもち、感謝の言葉が天国に書き留められるならば、彼女は、「自分の苦しみから抜け出す幸せ」を持つべきである。また私は、顔と手が感じたあの石鹼の感覚を忘れることはない。泡をつくり擦った時は、わが人生の偉大な瞬間の一つであった。開いた窓、吹き込む一二月の寒い風、水道水の流れる音、汚れた、髭面の惨めな恰好の男、苦しんでいる同志のような感覚を持った女性、そして良い匂いのする小さな石鹼、このようなことを考えてみてくだささい。私は、その時以来この情景を思い出してしばしば笑いを浮かべるが、それは感謝に満ちたものとは言え、とまどいを伴った笑いである。

## 爪を切ってもらったこと

暗闇で、もう一筋の光が射し込んでるように見えたのは、二番目の若い女性——上述の女性の仲間の囚人で、やはり「危険思想」を抱いていると疑われている——のおかげである。二月二〇日土曜日の昼ごろ、私は、自分の手元に戻されている衣類を全部着るようにと命令された。人が、日ごとにズボンを手で持ち上げねばならず、そして常に体重が減少しているのであれば、ズボン吊りが今一度もとの正常な位置におさまったときの安心感が分かるだろう。出入り口で連れ出されるのを待っているときに、私はある一つのチャンスを見つけ、それを捉えた。警官のペンの間に爪切りがあったのである。私は勇気を出して、それを使うことの許可を求めた。彼は落ち着いた雰囲気で頷いた。日本の鍔は使うのが難しく、すぐに私は指の皮膚を切り、ため息をつきながら諦めかけた。その女性は近くで、ほころびた寝具を繕っていた。私が出血を止めようとして紙を引き裂くのを見て、彼女は気の毒がつてくれた。

そこで私は、「すみませんが爪を切つていただけませんか」と厚かましく言った。彼女は思いがけない頼まれごとに幾分たじろいだ。警官は彼女を促した。彼女は恥ずかしげに私の手を取り切り始めた。そして、きちんときれいに手際よく切り終わり、私はとてもすっきりし

た。

## 地獄の天使

日本の諺に「地獄にも仏」というのがある。私は、警察署での私の経験から、これを実感した。無情な制度に捉えられているという感覚、人や物への強い拘束、外界から遮断する収容房の鍵を回す決定的な音、この場の哀れな雰囲気、積もり積もった汚さ、害虫とその音、囚人たちの絶え間ない出入り、戸惑う男たちへの殴打と脅し、看守の絶対的権力、これらによる絶望はここを地獄にしている。しかしながら、このような状況のもとにあつても、恐怖と惨めさの中にある仲間から、心の通い合いと助けが生まれた。人間が作った地獄の中にも、私たちは天使を見つけることが可能であり、その天使たちとは、祝福された仲間のことなのである。

注

- (1) 小宮まゆみ氏（横浜英和女学院）の調査によれば、民間人抑留のことについて記述された当時の警察史料である、「外事月報」（内務省警保局編）一九四一年二月分に、開戦時の非常措置として以前から内偵していた、外国人の一斉逮捕や抑留の状況が記載されている。その中、警察に検挙された外諜容疑者一一一名の名簿の中にヘーズレット主教の名前も載っており、「英 東京市芝区堺町八 宣教師 S・ヘーズレット 六七 男 神奈川県」とある。

上記地名の「堺町」は不正確で、「栄町」が正しい。  
(2) 原文の用語は、the Safety of the Realm Act である。(1)に於て、

ヘーズレット主教逮捕に適用されたと推定される法律名、「国防保安法」を訳語とした。原文の用語に類似した Defense of the Realm Act (国土防衛法) は、一九一四年に制定された英国の法律の名称である。

国防保安法(昭和一六年(一九四一年)三月公布、五月施行)では、

#### 第一章 罪

第一条 本法ニ於テ国家機密トハ国防上外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、経済其ノ他ニ関スル重要ナル国務ニ係ル事項ニシテ左ノ各号ノ一二該当スルモノ及之ヲ表示スル図書物件ヲ謂フ

一 御前会議、枢密院会議、閣議又ハ之ニ準ズベキ会議ニ付セラレタル事項及其ノ会議ノ議事

二 帝國議會ノ秘密會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事  
三 前二号ノ會議ニ付スル為準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項

#### 第二条 (略)

第三条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国(外国ノ為ニ行動スル者及外人ヲ含ム以下同ジ)ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

第四条 外国ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ国家機密ヲ探知シ又ハ収集シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

2 前項ノ目的ヲ以テ国家機密ヲ探知シ又ハ収集シタル者之ヲ外国ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

と定められているが、筆者の逮捕は、上記・第一条三の後半にある、

「其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項」に該当するとの嫌疑によるものと推測される。

なお、同種の機密保持に関する法令として、「軍機保護法」も定められていた。

(3) St. Andrew's Compound 教会堂、集会場、教区関係事務所、聖職者住宅などを含む教会関係施設とその敷地を指す。

(4) 京浜電気鉄道(現在の京浜急行電鉄)の電車を利用して、同線の品川駅から戸部駅まで行ったと考えられる。

(5) 戸部警察署は、当時の行政区では、横浜市中区に位置していた。現在の地番は、横浜市西区戸部本町五〇番六号。西区は桜木町や高島町にも近い一帯である。

(6) 著者の含意は不詳であるが、旧約聖書のアモス書第四章六節に、「だから、わたしもお前たちのすべての町で／歯を清く保たせ／どの居住地でもパンを欠乏させた。しかし、お前たちはわたしに帰らなかつたと／主は言われる」という記述がある。また、ゼカリヤ書第九章七節に、「わたしはその口から血を、齒の間から忌まわしいものを取り去る。その残りの者は我らの神に属し、ユダの中の一族のようになり、エタロンはエブス人のようになる」との記述もある。

これらの文言との関連があるとすれば、一義的には、「十分な食料が不足していたために、楊枝の本来の目的を必要とすることはなかつた」との意になる。更に暗喩的な含意を探れば、「この逮捕に関わつて、己には神の前に何ら恥すべきことはない。従つて改めてそのために身の清潔を云々する必要はない」との意思も汲み取ることができよう。



## II

### 独房での監禁

一九四一年二月二〇日から一九四二年四月八日まで

#### 地方の刑務所への送致

一月二〇日の二時半に、私は、手錠を掛けられ（なんとそれを嫌悪したことか）、三人の警官に伴われ（一人は制服であった）、タクシーに乗せられ、横浜郊外の弘明寺（ぐみょうじ）にある大きな刑務所<sup>1)</sup>の未決囚拘留所に移された。我々は途中で他の警察署に寄り、横浜の外国人ビジネスマンのリーダー格の一人を同乗させた。我々は共に苦境にあつたが、私はこの人と会えた事が本当に嬉しかった。これは外部の世界との最初の接触であり、逮捕された外国人は私だけではないということを示すものでもあつた。この安堵感は、刑務所内に四〇人以上のイギリス人、アメリカ人、および他の国の人たちがいることを知って更に強まった。何か困ったことに遭遇した時に、人数の多さが安心感に繋がることを私は知つた。弘明寺刑務所で私がただ一人の外国人であり、「他には誰もいなかった」と書かなければならなかつたとしたら、私の話は違ったものになつていたのであろう。

東京の住民である私が、取り調べのために横浜に連れてこられた、と言うことはどうしても理解できない。私がかただ一つ推測できることは、私がかつて横浜に住んでいた<sup>2)</sup>ことから、横浜の警察は私に目をつけ、東京の警察が知り得るよりもより多くの、私の過去を知つていたということである。私は三ヶ月半、つまり、四月八日に釈放され東京の家に帰ることを許されるまでこの刑務所に留められた。

#### 刑務所

弘明寺刑務所は鉄筋コンクリートのかかなり近代的な建物である。そして多くのモダンな設備を備えていた。<sup>3)</sup>例えば、監房内に設置された水道、冬に太陽のもたらす暖かさを何としても採り入れようとするために房は南に面していたことなどである。建物の設備は全体として、囚人たちの居心地と健康を考慮したものであつた。ここは四つの部分に分かれている。一つは刑務所本体で約一〇〇〇人の囚人がおり、殆どの者は二〜三年の刑期に服している。他の三つは拘留所で、男性、女性、少年用である。廊下沿いに二〇の房が並んでいたが、私には一二号房があてがわれた。上の階にも同じ数が並んでいるが、それらには全て外国人が入つていた。

各房は他と隔離されていたが完全ではなかつた。私は

いつも一一号と二三号の動きを察し、声を聞くことができた。各房には、寝具（敷布団、掛け布団）が具えられ、洗面台とトイレが設置されており、その両者には水量たっぷり飲むことも可能な水道があった。室内には二箇所のスペースがあり、私はその内の一つに余分な衣料を置き、他方は運動用に使った。これは長さ二ヤード、幅一・五フィート<sup>①</sup>であった。居房は念入りに清潔にされ、綿の入った寝具も同様であった。釈放後に聞いたところでは、当局は虫除けのスクリーンを窓につけ、暑い季節にはキーティングス・パウダー（Keating's Powder）<sup>②</sup>の代用品を給付した。一〇〇〇人の人間がいる中での何らかの病気の発生は重大な問題であるから、用心は不可欠であった。

ここに着いたときに、私は金モールを沢山つけた係官たちが大勢いる部屋に連れていかれ、そこで身体とスーツケースの厳重な検査を受けた。警察署で同じようにズボン吊りとベルトは押収された。その理由は囚人たちがそれで首吊り自殺をすることが知られていたからである。ナイフや刃物類も同じように自殺の虞から取り上げられた。金銭、時計、ヘアブラシ、剃刀、書籍、葉は全て持ち去られたが、私は、石鹸、タオル、歯ブラシと歯磨き、櫛の所持を許された。物理的な面では、拘留所は警察署の煉獄と比べれば天国と言えた。私は、警察署の

監房でいらいらする不愉快な皮膚病にかかっていたので、日中いつでも自分の希望する時間に石鹸を使って身体を洗えたことは大変有難かった。三週間の間、朝晩こうして身体を洗うことは、穏やかに暮らし、眠るために欠かすことができなかった。

### 刑務所の諸規則

我々同士は完全に隔離されていると思っていた。そして壁には英文でタイプされた多くの禁止事項が貼ってあった。禁止事項の中には、口笛、鼻歌、高唱、人と話すことがあった。しかし、廊下にいる監視人との会話やうまく引き出した話などから、間もなく左右の仲間たちは誰かということが分かるようになり、どこの房に誰がいるかという情報が広がるようになって、ついには、拘留所の我々の居房の側にいる四〇数人のアメリカ人、イギリス人、その他の国の人の名前を知りようになった。私の近くに、そして上の階に横浜で知っていた人が居り、朝挨拶を交わし、健康や、警察や憲兵の取り調べの様子を聞くことができる人物がいるということは嬉しかった。

<sup>①</sup>一ヤードは、三フィート（九一・四cm）である。従ってこの部分は、長さ約一八三cm、幅四六cmである。

長い間の囚人たちのやり方に従って、私たちはリスクをおかして監視の裏をかき、刑務所の規則を無視することを楽しんだ。それは危険を伴うことで、私は一度一三号房と話をしていたのが見つかって、監視長から大目玉を食らった。各房の前に沿って高い壁があり、それは我々と刑務所とを隔てていた。息を十分に吸ってゆっくり話すと、かなり遠くからでも声が聞こえた。釈放後、二号房からさえも、私が一二号房<sup>①</sup>と話しているのが聞こえたと知らされた。この壁は我々の音響板であり、私は、自室での礼拝を知らせるのにこれを使った。

## 時間

刑務所の時間は季節によって変動した。一二月と冬の間は七時起床であった。夜の七時にはベッドを用意し就寝しなければならなかった。後に、起床時間は元に戻され、とうとう四月には、我々は五時半に起きていた。

## 諸条件

徐々に私は、自分用の寝具、シーツ、タオル、衣類などをかなり用意できた。これらは、東京の私の忠実なメイドが届けてくれた。また、一枚の暖かくて、大きな身体を包む毛布は、一人の裕福な日本人の友人が送ってくれた。そこで、最も厳しい寒さの夜も暖かく、日のうち

は、毛糸や敷物、オーバーなどによって極寒の気候も凌ぐことができた。刑務所には暖房は一切何も無かった。一九四二年の冬、特に二月は、四一年間の日本での記憶の中で、最も寒かった。温度記録がどのような表示だったのかは分からないが、これは私の経験上の判断である。日中八時頃に房内に陽が射し込み、午後二時頃までそれが残っている間は、生活は我慢でき明るくさえあった。しかし、どんよりとして沈鬱な日には、気持ちは落ち込み、取調べや刑罰、釈放の予告などに関して悲観的になった。クリスマスと新年には、例外的に好天であった。

## 読み物

刑務所での初めの一ヶ月、私には、読むものが全く無かった。警察署でも、刑務所でも、私は、繰り返し、繰り返し、何か読むものをと懇願し続けた（スーツケースには読むものを持っていた）。逮捕後丁度六ヶ月目には一冊の聖書が与えられた。これは、日本の刑務所図書室に日本語か英語で備えられているものであり、これを囚人に貸し出すことに制約は無かった。私の一冊は、アメリカ聖書協会日本支部<sup>②</sup>によって、一九一七年に刑務所図

①房番号を間違えて記述したと思われる。

書室に贈られたものであった。本の見返しに協会の名が書かれ、「汝が言葉は我が歩みのともし火、我が行く道を照らす光なり」という言葉が添えられていた。次第に東京の自宅の本棚から他の本を持ち込むことが許された。そこで、一月二五日の聖パウロ記念日には、その日は私の主教按手の二〇周年記念日であったが、ドイツ・ヴィッドソン大主教<sup>⑧</sup>から贈られた改訂訳聖書 (Revised Version of the Bible)<sup>⑨</sup>、アメリカ聖公会祈祷書 (American Church Prayer Book)<sup>⑩</sup>、カナダ聖公会聖歌集 (Canadian Church Hymnal) など自分の本を手に入れることができた。神学に関する著述に関しては、英語の読めない私のメイドが適宜に私の本棚から選び出したものだが、カンタベリー大主教から贈られた聖ヨハネによる福音書に関する論文集第一巻、宗教書籍クラブシリーズの他の一つの巻が届けられた。この二冊を私は少なくとも四回読んだ。これが四ヶ月間の私の読み物の全てであった。

かくて私は、一月二五日には、一九二二年のウエストミンスター大聖堂での按手式<sup>⑪</sup>を思い出しながら、アメリカ、カナダ、イギリスの礼拝書を用いて、私の任務を祝った。最初の六週間、諸祈祷や聖餐式については、私の記憶に頼らざるを得なかった。私はしばしば祈祷文の中身を混ぜこぜにしてしまったことに忸怩たるものを感じて

ている。しかし肝心な言葉は正しかったと確信している。正式なやり方ではないながらも、私は毎日、朝夕の祈りを唱え、私の友人の名前をこの礼拝で連ねたことをここに書き記しておこう（私は、ある人から聖霊の力を受けたいと特別なリクエストを受けていた）。そしてまた毎日曜日や聖日には聖餐式を行った。後には、目に見えない会衆の数を、この拘置所の全員を含めた数にまで拡大した。

### 聖餐式

私の日曜日の礼拝の持ち方は次のようなものであった。私は土曜日の食事分の中から白パンの小片を取っておいた。ぶどう酒は無かったが、水はあった。そこで水盤の蓋の上に一二枚の柔らかい和紙を広げ、そこにパンの端切れを置き、アルミニウムの小さなカップに冷水を少し汲み入れた。そして水盤の後ろに礼拝書を立て掛けた。復活日には靴のかかとで三回ずつ床を蹴り、始まりと終わりを知らせたので、私の近くの房の人たちは礼拝に加わることができた。私は土曜日に、窓から出来るだけ大きな声で、朝六時から礼拝があることを知らせておいた。この知らせに関心を寄せた人は、各房で静かに礼拝に参加することができた。ぶどう酒が無いことは、最初は私を悩ませたが、新しい祈りのことばを作る

ことでその難問を凌いだ。その最初の言葉は「主よ、ガリラヤのカナの婚宴で水をぶどう酒に変えたまいし主よ——」というものであった。この言葉を私は聖別祷の前に用いた。

私はこの点について送還船の船上でローマカトリックの聖職と話し合った。彼は、主が命じたぶどう酒が無かったのだから、正式な聖典を行ったことにはならない、との考えであった。議論の終わりに彼は次のように述べて一息ついた。「しかし神は、時として奇跡を起こされる」。正規であろうと無かろうと、礼拝の意味は否定できない。実に一再ならず、私が記憶している思いを尽くした礼拝において、神の臨在は、経験としての事実を超えたものであった。このことは、特に復活日の日曜日に、私にとっても他の人にとってもそうであった。

## 聖歌

私は聖歌を歌うことに大きな支えを見出した。私はリスクさえも冒して、時々ハミングで歌った。カナダ聖歌集 (Canadian Hymn Book) は、全ての作者の名前、日付、特記事項を記している。このことを通しての祝福された友である信仰深い人々の宗教的な経験は、少なくとも一人の孤独な囚人を力づけ心を慰め、聖霊の交わりにおいて、全ての時代の教会と私とを結びつけた。

## 居房の清掃

私たちは、居室をきれいにし整頓しておかなければならなかった。毎朝、シーツ、毛布、寝具をきちんと棚に片付けた。居房を掃き、少なくとも週に二回は水拭きしなければならなかった。気だるい日には、ゴミをベッドの下に掃き寄せた。掃除用具、取っ手なしのパケツ、箒、雑巾などは全て居房の備品であった。予告なしの所持品検査や人定検査、ベッド整理や居室整頓の調査がしばしば行われ、お褒めやお咎めがあった。でも、それは下役の監視官が行ったので、印象は薄かった。しかし、私のパケツが探られ、持ち物がくまなく捜され、紙切れが全て開かれる際のイライラ感や憤慨の気持ちは抑えることができなかった。私は、検査の後で「裸にされた」ように感じた。

## 驚いたこと

ある寒い日、当番の看守が居房の扉を開け、パケツを取ってきて雑巾も持って廊下に出るようにと命じた。「上がり口のところや柱、扉の外を洗え」と彼は叫んだ。水は氷のように冷たく、手はかじかんでいた。私はのろのろといやいやながら作業に取り掛かった。「お前の仕事ぶりはけしからん」と彼は言った。「はい、私は普段はこのような仕事をしないものですから」。彼は一

瞬の間私を眺めそれから言った。「お前はキリスト教信者だろう、ちがうか？」驚いて私は応えた。「そうですが」。「お前の主であるキリストさんは弟子の足を洗ったんじゃないのか」。彼が何をねらっているのか全く判らないままに私は戸惑いながら言った。「はい、そうしましたが」。「よし、それなら」と彼は勝ち誇ったように言った。「お前は、扉を洗うことが出来るはずだ」。

### 信仰と肥満

ある晩、ベッドで寝ていると、居房の鍵が開けられ(ぞつとする音である)、一人の看守が私にサインを求め用紙をもって事務室からやってきた。それはこの先一ヶ月の私の拘束に関して私が黙認することについてであった。私がサインをし終わると彼が言った。「あんたは太ってきている」。私は異議を唱えた。私は痩せてきていることを知っていたからである。「たしかに——」と彼は言った。「あんたは太ってきている。それはあんたが信仰を持っていてからだ」。勿論私は、信仰を持つことによつて沢山の恵みを受けていることを聖パウロから学んできた。しかし、信仰が身体の体重増をもたらし、というの新しい考えであった。私の考えでは、この看守は、大戦中の取調べ中に外国人がどのように行動したかを友人に話す時に、信仰の価値の例証として私を都合

よく使おうとしたのである。しかし、神学的な命題としての真実という点では、私は疑問をもっている。

### 入浴

土曜日は入浴日で、我々は皆大きな期待をもつてその日の到来を待った。そして我々は失望することは無かった。日本の風呂は本当に熱く、普通はお湯が豊富にあつた。経験のない方の為に以下に入浴の仕方をお示ししよう。まず桶一杯のお湯を汲み上げる。そして石鹸と布とで身体を念入りに洗う。桶の中の使ったお湯を捨て、もう一杯お湯を汲み、それで身体を洗い流す。その後で、必ずその後で、深い石の湯船に入り、ゆっくりと顎のところに湯がくるまで腰を下ろす。こうして適度な時間そのままお湯に浸かっている。しかし監獄では、居房の中で大勢の人がこの気持ちのよい場所に行けることを待ち焦がれているので、すぐに、あまりにもすぐに、看守が浴室ののぞき穴から「お前たちはもう出る」と叫ぶ。そうなれば、皆はずつづつと不満をもちながらも出なければならぬ。次の温かい入浴までの七日間は、寒く、とてつもなくのろのろと経過する。

### 運動

天候やその他のことで妨害されない限り運動は毎日

行つた。看守が少ない日曜日と祝日には運動はなかつた。雪や雨の日には我々は外に出られなかつた。運動場は狭い囲い地で戸外にあり、広げた扇形であつた。看守は、その要の部分に立ち監視していた。我々は、徒歩、小走り、駆け足など各自に合つた「毎日の定まつた種類の運動」を一五分から三〇分行つた。全ては、鍵のこつた扉の後ろ側でのことであつた。このときに、運がよければ、仲間の囚人の姿をちらと眼にすることが出来、行き交はず時に挨拶をすることが出来た。

しかし、いま述べたことは運動の唯一の方法ではなく、少なくとも私に関する限り主なものでもなかつた。居房には長さ二ヤードの空間があり、一マイル<sup>①</sup>を歩くのに何歩必要かを注意深く数え、私は朝食前に四分の一マイル、朝食と昼食の間に半マイル、我々が夕食とよんでいる食事の前か後にもう一回、四分の一マイルを歩いた。そこで、三ヶ月と四分の一ヶ月の刑務所暮らしの間に、私は少なくとも一〇〇マイルは歩いた。歩数を数えることは今や私の心理的習慣の一つとなつていた。

## 爪を切る

最初の依頼者であれば、野外の運動中に、刑務所の爪切りを借りることができ、看守長のいるところで手足の爪を切ることができた。郵便局のペンと同じように、刑

務所の爪切りは、実用のためというよりは、ジョークの種のようなものであつた。その一部分は爪に合い爪を切れるが、他の部分では切れなかつた。そこで鈍感な男にとつて爪を切ることは、ギャンブルであつた。切れなかつたものは無理やり引き剥がすのである。

しかし、私はこのことに関連して、有益で都合な妙案を思いついた。私は我々を訪ねてくる仏教の僧侶に彼の私物の爪切りを貸してもらえないかと頼んだ。彼は、最初、このことに乗り気でなかつた。しかし、私が彼の前で爪の掃除にだけ使うこと、居房で一人ではこの道具を持たないことを約束すると彼はすぐ承知した。そこで、彼は、午後、私が孤独である時に何回かやつてきて、座り、耳を傾け、二人で仏教について議論した。私は、英国教会や我々の信仰について説明し、また、彼の刑務所での仕事について多くのことを質問した。その間、私は、手足の指先を気持ちよくなるまで切ることが出来た。

この思い付きとそれをうまく実行出来たことは、実際になされた大切な事以上に私を喜ばせた。孤独の中では、小さなことが大きく見えてくるものである。絶え間なく変化する生活において、毎日行っている小さな習慣

①約一・六km

的な行為は、それを行うものに満足と安心をもたらずものである。その行動の自由が奪われな限り、我々はそのことへの注意をそらしてしまうものである。

### 刑務所での礼拝

毎日曜日には、刑務所本館で宗教的礼拝があった。宗派に関わらず、全ての服役者は出席した。私は出席の許可を願い出たが拒絶された。風が自分のいる方に向かって吹いているときには、多くの囚人が聖歌を歌っているのを聞くことができた。私は仏教の僧侶から、この礼拝が我々の礼拝をモデルにしていることを知らされた。ここでは、聖歌、祈祷、聖典からの朗読、黙禱、そして二〇分間の説教があった。音楽はオルガンでリードされ、聖歌のメロデーは英語の讚美歌集から採られ、聖歌の言葉は（幾分、仏教の教説に合うように変えられていたが）、我々の聖歌のものであった。簡単な実例として、「Buddha loves me」（仏様はわたしたちに慈悲を下さる）<sup>(8)</sup>などはその一例である。僧侶が彼の助手が説教をした。式全体は一時間続いた。

### 社会福祉と囚人たちの更正支援

日本の刑務所には、どこでも、本願寺派の仏教の僧侶がいる。彼らは大きな権限を持っている。彼らとその助

手たちは刑務所の図書館を管理し、囚人たちのふるまいについて記録をとり、服役期間の短縮のために彼らに勧めを行い、囚人たちの収入を預かり、彼らの釈放後、家族や居住地の長を通じて、彼らとの連絡を保っている。囚人の訓練についての考え方は近代的思想にもとづいており、簡略に言えば、「彼らは、ここに来た時の状態よりも、より良い人間および市民としてここを出てゆかなければならない」というものである。私たちを担当した僧侶は我々への最大の助力者であった。彼は自由に我々を訪問することができ、彼の英語は不十分で我々外国人の日本語は貧弱であったが、我々への援助を進め、多くの居房で思いやりを示してくれた。

彼は、二つの点で日本のキリスト教会を賞賛していると私に話した。それは、福音宣教への熱意と、社会福祉である。この二つの面で、クリスチャンは自分たちの教派の人々の遙か先方を進んでいると、彼は述べた。彼と助手は政府に雇用された有給の係官である。食事や訓練について、看守が刑務所規則を守っているか否かを監視することは彼の義務の一部である。そこで、看守が囚人を殴ることは全て、僧侶の昼間の仕事が終わって退出した後の夜間に行われた。彼は日曜日の夕方に二度、蓄音機を廊下に運び込みクラシックの音楽を何曲か聴かせるという親切をしてくれた。私の記憶している一曲は、



シユーベルトの未完成交響曲であった。

## ベルトを見つける

服装に関して、ある幸運な出来事があった。その時まで、徒歩や駆け足の運動の時間に、大きすぎるズボンの前後を両手で持ち上げていることは辛いことであった。わたしは、イエガー (Jaeger)<sup>(11)</sup> のガウンの紐が、ちょうど取り外せそうだと気づいた。そして看守が禁止しなかったため、私が運動時間に駆け足する間中、威厳を保たしは、一ヶ月も顎鬚を伸ばし、運動場で、足を引きずり歩きながらズボンを抱えあげているのは滑稽な姿であったに違いないと、しばしば思い出すのである。

## 会話

孤立ということは、他から課せられた場合には魅力のあるものではない。私たちは、無人島にいたアレキサンダー・セルカーク (Alexander Selkirk)<sup>(12)</sup> ほどは孤立していなかった。しかし、私たちの状況においてでさえも、独居の魅力は殆ど無かった。このことが、私たちが可能な時には、リスクを冒しながらも互いに話をする理由の一つであった。奇妙なことだが、嚴重な規制下にあったにも拘わらず、沢山の抜け穴があり、私たちはそ

れをすぐに見つけ出した。前にも書いたように、一度だけ、私は一三号房におはようと云った何も害の無い行為によつて看守に見つかり、看守長からその行為についてひどく叱責され、それ以降注意することを約束した。わたしは、二日間静かにしていたが、一一号から質問があり、それに答える機会があった際に、反逆者の感情の高まりが戻った。私は、良識を守ることというルールを、何故管理者が無視し、我々を危険な犯罪者として扱うことができるのか、何故我々は、彼らが押し付けようとする不自然な規則を破れないのかと、自問自答した。それ以来、私は、我々の行為が道徳的であるのか、あるいはそうでないのか、しばしば、思い巡らしている。しかし、そうしている時も、隣の部屋の人と話すチャンスがあるのに、それを無視することはどうしてもできなかった。話をしなければ、気が変になってしまうそうだったからである。

## 食べ物

二月二〇日の日曜日の昼過ぎに、それは監獄での初日であったが、私は見捨てられ、惨めで、絶望的で、全ての友人から置き去りにされた気分で、監房の日の当たる場所に座っていた。監房の扉が開き、一人の看守が大きな籠と魔法瓶を持ってきた。私は刑務所から支給され

た日本食を食べられるだけ食べたところだった。私は籠と魔法瓶を開けた。驚いたことに、それには十分な量のサンドイッチとおいしい手づくり料理と熱いコーヒーがあった。これは私の誠実な日本人賄い婦が二時間かけて東京から持ってきてくれたものであった。これは、私が逮捕されて以来、初めての外部との接触であり、私が何処におり何処で拘束されているかを友人たちが知っていたという最初のしるしであり、通常の食事を見た最初であった。(私は後になって、日本人の友人たちが私自身のことや私の事情について私以上にはるかに多くを知っており、彼らは私が釈放されるために面会や請願を精神的に行ってくれていたことを知った)。私は忘れられてはいなかったということ知り、そのことに関して、私という一人の人間は恥ずべき事をしてしまったと感じた。私は洗面台の蓋に頭を載せ嗚咽した。

### 家人の親切

その一二月の日曜日から四月八日に釈放されるまで、私の誠実な料理人とその娘さんは毎日東京から食事を運んでくれた。一度も、雨でも雪でも嵐でさえも、ただの一度も怠ることはなかった。二人は忍耐強い北国育ちの人であった。配給の厳しさにも拘わらず、無数の友人の援けによって、拘禁の期間中、美味しい食事を食べ、温

かい飲み物を飲んだ。私は、この小さな家族の親切と誠実さにどんなに報いても報い足りない。大蔵省の許可の下で、わたしの現金の蓄えからこの人たちのためになる程度の支給ができたことと、私が送還される時に日本から運び出すことが出来ない家具類で、受け取ることを承知してくれたものの全部を差し上げる事が出来たことに、私は大変満足している。

刑務所の朝食用の食べ物は、三枚の白パンと一合(三分の一パイント)の牛乳であった。しかし、私の料理人は、豊富な食べ物——ひと切れの魚、ソーセージ、卵またはりんご——を送ってくれたので、それを次の朝の食事まで取っておくことによって、朝食をより豊かなものにするのが簡単にできた。この食べ物のことで唯一つ具合の悪かったことは、当局が、毎日の差し入れを口の開いた箱に分けることを主張したことである。大変寒い季節であったので、居房に届いた食べ物は大変冷たくなっていった。また日本の係官は、分け方に奇妙な考えを持っており、そのためにある時には、魚にカスタードソースがかかり、ほうれん草が煮込んだ果物と混じった。しかし飲み物はいつも熱かった。

①一パイントは、イギリスでは〇・五六八リットル。従って、三分の一パイントは、〇・一七リットルである。

食事時間は午前七時半、一一時半、午後三時半であった。少しの食べ物を隠しておくことによつて、六時の個人的夕食のために何かを取つておくことは可能であった。しかし、空き容器は四時前に居房の外に出しておかなければならなかつた。時には追加の果物を買うことが出来、和菓子と日本茶を手に入れる事もあつた。しかし、食物の不足と配給制度のために、これらの臨時の食物はあまり手に入らなかつた。私の食事は、食料調達のための列で長時間の退屈な時間を過ごした、私の日本人の友人と、料理人のおかげによるものと心から感謝している。この人たちは時々、何とかやりくりして、チョコレートや飴を少し送つてくれさえした。食事にチョコレートクリームやバターがついてくることは、稀なことだつた。食べ物がか冷えていることを別にすれば、我々は大変よい状態にあつた。特に、食事を運んでもらえる家がある場合はそうであつた。レストランや刑務所の食事に頼っている人はあまり良い状態ではなかつた。

この食事を他の人と分け合うことを希望したのだが、分けること全てにわたつて厳しい規制があつた。私たちの食事を配り歩くのは、全て服役者の中から選ばれた囚人であつた。それは彼らにとつて、少しの追加や珍しい食品を得る良い機会であつた。彼らはパンを好みそれを欲しがつた。和菓子には、ほとんど涙を流さんばかりで

あつたし、魚や肉の類は天与の恵であつた。こうしたことはすべて規則違反ではあるが、廊下へののぞき穴が顔で塞がれて暗くなり、「旦那さん、余りのパンがないかい」という声が聞こえた時に、我々は何ができるだらうか。ある日のことを私はとても満足して思い出す。と言うのも、その日「己のごとく」隣人を愛せよという教えを果たすことが出来たのである。そして実際に自分の分の半分を分け与えた。しかし、何人かの看守たちは陰険で、このようなチャリティーの機会は滅多に無かつた。

### 看守

厳しい規則のもとで、看守は、僅かな例外を除いて親切だつた。日夜、彼らは廊下を行き来し、各房の前で立ち止まり、覗き込み、そして行過ぎた。彼らの食事時間は我々の最上の会話時間であつた。彼らは各々二四時間勤務であつた。私は彼らとの不愉快な接触は無かつたし、深刻な誤解も無かつた。というのも私が彼らの言葉を知っているからであつた。一人の看守は、頃合いを見て、沈丁花や桜の花を私の居房に持つて来てくれた。警察署の係官と同様に、彼らにとつて日々は退屈であり、自分の仕事を嫌つていた。彼らが暇な時、私は彼らと多くの話をした。彼らは居房の扉を開け、入り口の中に入り、諸事諸々の事について様々な事を話した。彼らは地

方から出てきた教育程度の低い農家の息子で、役人としての地位と制服、僅かながらも安定した給料、一五年間の勤務後の年金などに魅せられたのであった。彼らは、自分たちの魅力の無い単調な義務を、気だるそうに、決まりきったやり方でこなしていた。しかし彼らは、我々に対して残酷でも冷淡でもなかった。その点は、日本人の囚人に対するのとは違っていた。そこには、我々によつて植え付けられた思慮分別があり、時には気品さえあった。

### 疾病の手当て

毎朝、規則によつて、勤務中の看守が廊下にやつてきて、各房の前で立ち止まり、「医者の手当てを希望するか」と聞いた。もし、「希望する」と答えると、彼は具体的な疾病を用紙に書き込む。この報告は刑務所の医務室に送られた。この報告にもとづいて医師が指示を出し、時々日中に、制服を着た係官——薬剤室の勤務員と思われる——が巡回し、囚人助手が運んできた薬箱から、散薬、塗り薬、丸薬などを与えた。私たちは、自分の症状について、ごく一般的な説明しか出来ず、看守は無知であり、医師は彼の不適確な報告に頼らなければならなかったの、(当たり外れ)の多い措置となつた。

医師が居房を訪れることは決してなかった。疾病が重

い収監者が、看守に、そして続いて薬剤師助手に、「この患者を医師に診てもらわなくてはならない」と納得させ得たときには、その病人は、刑務所本体部分に連れられあるいは運ばれて、医務室の医師の診察を受けた。外国人の数は刑務所病院に行くことを許可され、そこで適切な治療を受けた。私が警察署で雇つた皮膚疾患に対して求めていた治療は、最初は看守によつて、それから巡回薬剤師助手によつて判断されたが、少々驚いた事には、もつた軟膏でかなりよくなつた。

三月に、激しい、痛みのある、絶え間ない下痢が突然ひどくなつた。その治療のために幾種類かの散薬が与えられた。それらは効かなかつた。私は、繰り返し繰り返し医師の適切な診察を懇願した。衰弱が激しくなつたからである。しかし、その要請は全く無視された。この症状は、時々的小康をはさんで釈放の時まで続いた。私の東京のドイツ系ユダヤ人医師は診察のあと、薬と食事療法の指示を出したが、それによりたちまち治り始めた。この医者の言うことには、私がこうした状態になつてしまったのは、犯罪者だからという事で何もしてもらえなかつたからだということであつた。週に一度、刑務所に来る歯医者があった。私は彼に診てもらふことを許されたが、その治療は満足すべきもので、迅速で廉かつた。齒科は自己負担が必要であつたが、疾病の手当ては刑務

所の職員によつてなされ無料であつた。

### 警察官による取り調べ

取り調べは、全て警察官により（日本語で）行なわれた。ただ一度だけ、それは最後の尋問であつたが、警察官が書いた調書に従つて検察官によつて行なわれた。取り調べは、逮捕後一ヶ月以上経つた一月一〇日に始まつた。これは約六週間継続し、二月末に終了した。私は合わせて二〇回の尋問を受けたが、時間は平均一時間前後であつた。しかし初めの頃は数日間、食事と休憩時間を挟んで六時間の取り調べを受けた。夜には一度も無かつた。ある時は警察官が一人だけ、またある時には助手がついたが、室内に同時に四人以上がいることは無かつた。殆どの場合、一人が話している間、助手は黙つて記録を取つていた。取り調べは専用の部屋で行なわれ、時間の長短に関わらず着席が許された。尋問中、囚人にはライトが当てられ、取調官はその陰にいた。私の場合は、身体を小突かれたり、殴られるようなことは無かつた。しかし、丁重さや配慮が示される事はなく、ありうる限り短く無作法な言葉が使われた。私は最初から、まるで強盗や殺人をしたことが間違いない人物に対する審理を受けているようにさえ感じた。

日本の制度では、人が一旦ある嫌疑で逮捕されると、

自分自身で無罪を証明するまで有罪であると看做される。警察官は絶対的に優位に立っている。彼らは何回でも、どんなことでも聞くことができ、家宅捜索や知人への質問も可能であり、担当事件を補強するあらゆる利点を持つている。彼らは否認を受け入れない。それなのに囚人は一人ぼつちであり、いかなる支援もなく、新聞や友人との接触も無いのである。弁護士が我々を助ける事は許されていない。従つて我々は、独りで援護もなしで間違つた調書に反論し、そして最終的には、我々を不当に逮捕した法律の有罪宣告に反駁しなければならぬ。物差しは、余りに、当局側に利するように偏つている。このような制度は悪である。

通常の取り調べ方法は——幾分素朴で、一、二度経験すれば簡単に分かるもので——世間話や健康、家族、仕事などの気軽なやりとりから始まつた。そこで取調官の親切さにほだされて問もなく釈放されると確信するうちに、突然変貌した取調官に対峙することになる。彼は非難を浴びせかけ、脅し、怒鳴り、何通りかの言い方で嘘つき呼ばわりをする。彼は人が過去に行つたことの全てに悪を見出し、自分の先入見に見合うことだけを信じ、一般に、人を有罪の間——その人間は、警察官が推定した経歴を誘導されて受け入れ、形式的な調書にサインするに違いない——として扱うのである。この目的に対

しては、私の取調官は節度というものを知らず、あけすけに嘘をつき、嘘をつくように示唆し、私の犯罪を証明しようとする彼の目論みは全て虚偽に基づくものであった。

私には二人の主任取調官がいた。一人は上に述べたやりに方に長けており、時々私が「自分はスパイとして終身刑を受けるようになるに違いない」と思うほどに、私の言ったことを捻じ曲げた。彼には良心というものが無く、私の否認を真実だとは決して思わず、小さな取るに足りない事から大きな出来事を作り出した。彼は邪悪な人間であった。二人目は、より道理に適っており、私の日本人の友人や、この国での私の生涯の仕事に関心を示した。しかし、彼に対してでさえも、「我々の教会や社会福祉的活動は、人間尊重の動機に基づくものであり、カンタベリー大主教のスパイであるとか、英国大使の回し者であるというような、その他の動機は無い」ということを説明する試みは絶望的であった。要するに彼の信念は、我々の主たる任務が、宗教という口実のもとで、経済、思想、陸海軍の状況についての情報を集め通報することにあり、ということであった。

私の最初の取り調べでは、挨拶が終わると、スパイ、先住人に対するイギリス人の残虐さ、この戦争でのイギリス兵の背信などに関する長広舌がなされた。これとは

対照的に日本は正義にもとづく国家であり、手を取って弱小国を繁栄に導くことだけを望んでおり、日本の軍隊は文字通り（古典的文芸作品に書かれているような）武士道精神に満ちている。私は、宗教という名目のもので実はスパイであり、英国大使、外交官、領事、商事関係者、教師、宣教師その他もスパイである。そして彼は言った。「お前のスパイ活動の証拠は拳がっている。だからあんたが白状しなければ、憲兵に引き渡されるぞ。憲兵は警官よりもずっと厳しくお前たちを取り扱うだろう。お前らは今日本のものだ。身体も持ち物もみな我々の手中にあるのだ。だから我々はお前らを思い通りに出来るのだ」。わたし達がこれに反論し、その証明をしようとする、と、「お前は嘘つきだ。お前は嘘ばかり言う」。これが彼の決まった答えだった。

私はその日、数えられないほど何度も嘘つき呼ばわりされた。それは確かにその限度を超えていた。それは退屈なうんざりする作業だった。それは心中にただ絶望を起こさせた。答えることには全く希望が持てなかつた。どんな挑発を受けても平静さを保つことが肝要である。しかし、教養の無い取調官、——彼は、この上品な国での普通の習慣の中では、謙虚な言葉で私に向かつて話すべきだったろうが——から大声で乱暴なことばで嘘つきと呼ばれることは、本当に挑発的であった。仏教の僧侶

は初めに「腹を立てては駄目ですよ」と警告してくれ  
た。そこで私は、忍耐して粘り強く対応し、彼の非難に  
対抗し、当てこすりを否定し、彼が持っている私の情報  
を可能な限り合理的な範囲に止めようとし、特に日本人  
にしろ、外国人にしろ、友人たちのことを巻き込まない  
ようにした。事実、私は取調官に、自分の知っている限  
りの丁寧な言葉を使うのに苦労した。ある野蛮な質問を  
やり過ぎることさえ難しい時にも、それを大目に見、控  
えめな態度をとった。結局のところ、私が得た結論は、  
真の困難は、我々双方の精神が全く異なったレベルで作  
用するということであつた。彼の精神は、疑いとか不  
信、私に対して不利な事例を導こうとする決意というレ  
ベルで作用している。一方、私の精神は、信頼と率直  
さ、そして人の言葉や行為を信じることに、更に真実に到  
達しようとする望みというレベルで作用しているのだら  
う。

私は、最初は、私の行為とその繋がりについて  
明らかにしようと心に決めていた。私は恥ずべきことは  
何もしておらず話してもいまいと感じていた。そして、  
彼に言ったように、二国間の戦争を回避するために合法  
的なことはどんなことでもしようと思つていた。このよ  
うに述べたことは、検察官に提出された警察官の調査に  
も、「どんなことでも」のところアンダーラインをし

て報告された。ここに有罪の証拠があるといふのであ  
る！

三回の長時間の集中的尋問（その途中で私は狭心症の  
発作に襲われ、それが彼を驚かせたためにそれ以降はよ  
り短い時間になった）の後、中断があつた。この間、私  
の自宅は徹底的に搜索され、私の使用人は尋問され脅さ  
れ、私の日本人の同僚たちは尋問のうえ自宅を搜索さ  
れ、教区に関する書類はより綿密な取調べのために彼ら  
のもとから押取された。この結果、取調官は私に対し  
て、少しだけ乱暴でなくなり、より丁寧になつた。私の  
家には沢山の公的な場での写真があつたが、その中に  
は、東京聖アンデレ教会での公式礼拝に皇族の方をお迎  
えする際の式服に身を包んだ私の姿もあつた。そして私  
の仲間たちは、私が良い人間だとの好印象を与えてくれ  
たものと思う。しかし、そのうちの幾人かは尋問の際に  
不適切な事を話した。

取調べは、次のようなやりとりで行われた。

(1)「我々は、お前たちが、公的な英国情報委員会の活  
動メンバーであるという印刷物の証拠をもっている」。  
それは全くのでっちあげの好例である。これは全ての点  
で真実ではない。(2)「我々は、お前が友人、特に、日  
本人に、日本の食糧問題、中国における戦争などにつ  
いて話していると疑っている」。これは虚偽にもとづく提

示である。(3)「お前は長く日本にいるので、言葉が良く分かり、あちこちに旅行をしているから、お前の知っている要点に基づいて、大使に情報を提供してきたに違いない。我々はそう信じており、だからお前はスパイに違いない」。

以上が、全ての取調べの基本となっており、それはでっち上げであった。警察官の観念にあるこの考えを変えることはどうしても出来なかった。結局最後には、食糧不足があり、中国で戦争があり、兵士たちが行き来しているという、通常の事柄から生じるいかなるものでも、それらを知ることが疑わしく、いや、犯罪的な行為であると見なされることが明瞭になった。実に、日本に住む人は誰でも、目が見えず、耳が聞こえず、口が利けないことを自分で証明できない限り、逮捕され処罰され兼ねないのである。

そこで、中断の期間中、警察官は、証拠はないが彼らの解釈によって、長期間の私の行動についての私に不利なケースを作り上げるようになった。大使館にいた領事を訪問したこと、大使に手紙を書いたこと、外国人教会の教会委員会に出席したこと、補充兵の送り出し、軍用列車の通過、食料を買い求めるための行列などを私が見たと認めたことなど、これらは全て告発の理由を作り上げるために使われた。自宅の玄関近くの新聞立てにあつ

た『絵入りロンドン・ニュース』(the Illustrated London News)<sup>(3)</sup>を見つけたというような些細なこともイギリスの宣伝の証拠だとされた。しかし、全ての大使館ニュース広報は私の日本人の友人に読まれていたに違いないのだが。そこで報告書は多くのページを使い、そのうち三、四ページは、警察官が考えた、ロバート・クレイギー卿(Sir Robert Craigie)<sup>(4)</sup>による情報局設立の意図と目的、そしてそれは、全ての私の行動の動機として、私にも当てはまるということに費やされたのである。

## 夜明け

二月の終わり、まさに月末の夜の吹雪のさなかに、私の最終の取調べがあり、既に読んだことがあり警察官が読むのを聞いたことがある調書に署名した。(このことは、私とその結論に同意したことを意味するものではない)。居房に戻る途中で私の(二番目の)取調官が、私に不利な事犯はないので起訴はされないこと、間もなく釈放され、より居心地の良い場所で暮らすことを許されるだろうと耳打ちしてくれた。私は、開いていて雪が解けた廊下を彼と並んで歩いたことを忘れることはないだろう。彼は監房の鍵を回しながら、私の事例は「合法か違法かの問題ではなく、愛国主義の問題である」と説明



した。「愛国主義とは、合法か違法かの問題を超えたものだ」と彼は言った。彼は私の事案の告発に関して検察官と話し、自分が書いた調書は私に有利だったと述べた。かくて、その夜の眠りは幸せに満ちていた。

## 検察官

数日後私は、検察官室に呼び出された。そこで僅か半時間の面接を受けた。私はこの時には、外部からの圧力が、それは私的なものであれ公的なものであれ、私の釈放を確実なものにしており、この面接は型どおりなものであることが分かっていた。検察官たちは大学を卒業しており訓練されていた。この部屋での全体的雰囲気や面接は、警察官のレベルよりはるかに上質であった。それは事務的であり、その意味で好意的なものではなかったが、その調子は法に則ったもので、単に敵意をもったものではないことが理解できた。私になされた質問は、私の逮捕と取り調べの目的と動機について、理解を深めるのに役立つ。検察官はつぎのように話し始めた。「君にこれから四つの質問をする。それぞれに、イエスかノーで答えなさい」。彼の意図は、私が回答に際して理由付けをすることを妨げることにあるように思えた。四つの質問は、警察官による取調べの結果を要約したものであった。その質問に私は驚いた。それらは、私に対

する取調べの主題と殆ど関連がなかった。それが私の逮捕の基本的理由だと私は結論づけた。四つの質問を以下に順序だてて記そう。

1. カンタベリー大主教は以前、君に、日本人の生活のどんな側面についても調査し、それを報告するように求めたことはないか。
2. 英国大使の誰にしろ、特に、ロバート・クレイギー卿が、上と同じような要請と回答の要求をしたことがないか。
3. 君は、日本に長く住み、旅行をした。そこで、列車、電車、バス、店で、沢山のことや意見を見聞きしたはずである。君はその経験を報告書にまとめそれを英国大使館に提供したことはないか。
4. そのようなある日、あるいは自宅で、誰かに向かつて、中国での日本軍の行為について批判したのではないか。

初めから三つ目までの質問にそのような要請は無かったと言うことは難しくなかった。

四つ目については、一人の日本人の求めに応じて、アルバートホールでの抗議集会に何故カンタベリー大主教が議長席に着いた<sup>15)</sup>のかを説明したことがあったので、幾分難しかった。その集会では日本軍への批判も含まれていた。私はそのことを説明した。そして私の説明は面

接を挫折させそうになった。しかし、検察官は最後に、私がそれ以来あるいは他の機会に、日本人の友人に向かつて、中国におけるこの国に行為について批判したこととはなく、大主教が抗議集会を主宰した理由についても殆ど告げていないことを私が確認したことを受け入れた。そこで私は退出を許された。二日後に検察官の通知が私の居房を訪れ、私の書類は「不起訴」と書かれて主任検察官に送られたこと、そして間もなく釈放されるだろうと告げた。私は、同じ状況下でもう一ヶ月間、監獄に収監されていた。私の質問に対して得られた回答は、政治的な背景で収監が続いているということだけであった。私は、その背景とは、自分の国（英国）がどこかで日本人に対して行っていると想像されることのために、それに対する人質として、私が監獄に収監されていることを意味するのだと思う。

四月八日正午に、私は居房から検察官室へと呼び出された。彼は、君はいくつかの点で法律を破ったが、君の長期間の日本での奉仕や働きに免じて本日、釈放する<sup>(6)</sup>と告げた。彼は私の今後の行動について注意した。私は、これを黙って聞き、最後に日本のしきたりに従って、「（迷惑とご心配をおかけしました）」と言った。それから居房に戻り荷物を纏めた。私の持ち物は全て返され、様々なチェックや注意の後で出所を許され、二人の

友人<sup>(7)</sup>と共にタクシーに乗り、東京の自宅に戻った。それは、四月八日午後八時で、逮捕後一二〇日後のことであった。ここに七月三〇日まで住み、送還船に乗るために、横浜へと向かった。釈放と離別の間の私の生活の物語、ずっと幸せな話は次章で書くことにしよう。

## 注

- (1) 一九三六年（昭和十一年）に横浜の根岸から移転し横浜市中区笹下町（現・港南区港南四丁目 京浜急行線（当時は京浜電気鉄道）「大岡山駅」付近）に建設された「横浜刑務所」である。弘明寺（ぐみょうじ）は、近隣の横浜市南区にある高野山真言宗の寺院。
- (2) 『主の御名によりて 横浜聖アンデレ教会百年史』（日本聖公会横浜教区・聖アンデレ教会編集発行、一九八五）によれば、一九二三（大正一二）年Ⅱ関東大震災の年の二月、芝聖アンデレ大聖堂以下、南東京地方部帰属の一〇教会が、同年に成立していた東京教区に移管された。これに伴い、ヘーズレット主教は、主教座を横浜聖アンデレ教会に移し、同時に主教邸も建築されたことである。従って同師は、それ以降、主教在任中は横浜に居住していた。
- (3) 横浜市港南区役所による紹介によれば、「完成時の横浜刑務所の正門には鉄扉、鉄柵もなく、玄関前の泉では大理石上のブロンズの熊の口元から絶えず放水しており、通行人は高等女学校かと見間違うような当世風の建物だった」とある。
- (4) 殺虫剤の名前。イギリスで、一九世紀から二〇世紀にかけて広く用いられていた。
- (5) 一八一六年にニューヨークに設立された、聖書の翻訳・出版・配布

を行う団体。一八七六（明治九）年、日本に支社を出し、「米国聖書協会」と名づけた。一九三七（昭和一二）年に当協会と英国外国聖書協会およびスコットランド聖書協会の日本支社が前身となつて日本聖書協会が発足した。

(6) Randall Thomas Davidson 第九六代カンタベリー大主教。在位一九〇三—一九二八年

(7) The Revised Version または English Revised Version と呼ばれる英訳聖書。シェイムズ王のもとで一六一一年に出された「欽定訳聖書」が権威を保っていた長い期間に聖書学もかなり進歩したこと、一九世紀の終盤になつて、欽定訳の誤訳、難解な表現、翻訳内部の矛盾などに対する大幅な改定作業がイギリスで行われ、一八八〇年に新約聖書、八四年に旧約聖書、九五年に旧約聖書外典が出版された。なお、聖書改訂は英米などでその後も続けられてきたが、イギリスでは、一九八九年に、プロテスタント諸教会のほかにカトリック教会からのメンバーも加わつた編集事業の結果、Revised English Bible が発行されている。

(8) 著者が受けた主教按手式のこと。

(9) ヨハネによる福音書一三章五節「それから、たらいに水をくんで弟子たちの足を洗い、腰にまとつた手ぬぐいでふき始められた」および同一三章二二節・一四節「さて、イエスは、弟子たちの足を洗つてしまつと、上着を着て、再び席に着いて言われた。「わたしがあなたに洗つたが足の洗つただのだから、あなたも互いに足を洗い合はなくてはならぬ」

(10) 讚美歌・「主我を愛す」主は強ければ

我弱くとも おそればあら

じ——は良く知られている。元歌はこの讚美歌であろう。

(11) Jaeger・衣料・服飾品のメイカー名

(12) スコットランド生まれのイギリスの船員。ダニエル・デフォオの小説「ロビンソン・クルソー」のモデルとなつたといわれる人物。チリ沖の無人島での生活体験を記録に残した。

(13) 世界で初めて、ニュースをイラストレーション入りで報じることに主眼を置いたイギリスの週刊新聞。日本語では「総入りロンドン新聞」「総入りロンドン・ニュース」などと訳されることもある。一八四二年に創刊され、一九七一年まで週刊で発行された。

(14) Sir Robert Craigie (一九三—一九五九) …一九三七年から四一年まで在任した駐日英国大使。Behind the Japanese mask (一九四五) などの著作がある。

(15) この会議の司会者は、在任期間から考えて、第九七代カンタベリー大主教・ラング師 (William Cosmo Gordon Lang 在位一九二八—一九四二) である。同師はヨーロッパにおける反ユダヤ運動や、戦争行為に反対する姿勢を明らかにしていた。

訳者が、この集会の会場となつたロイヤルアルバートホールに照会したところ、同館のアーキヴィスト Jacky Cowdrey 氏の協力により、この集会の概要を以下の様に知ることが出来た。

集会の名称：Japan's War On Civilians National Protest Meeting  
(日本の無差別軍事攻撃に対する国民抗議集会)

日時 一九三七年一〇月五日 火曜日

主催者 The News Chronicle

オルガン Dr G Thabben-Ball

発言者等 Lord Archbishop Of Canterbury

Prof. Chang Peng-Chun

Rt. Hon. Earl Of Lytton

Rev. Sidney Berry

Lady Violet Bonham-Carter

Rt. Hon. Herbert Morrison

主催者の The News Chronicle は、イギリスの大衆紙（新聞社）で、一九六〇年に The Daily Mail 紙に買収された。オルガン演奏者の Dr G. Thalben-Ball は永く Royal Albert Hall のオルガン責任者の任に就いた。

イギリス人宣教師で、神戸の松蔭女子学院の教師を務め、太平洋戦争中も本国に帰国せず日本に留まった、L. E. リー氏による「戦中覚え書」（松蔭女子学院 史料 第8集）所収）には、次ぎの記述がある。（二〇ページ）

「私は一九三七年六月から一九三八年一月にかけてイギリスに滞在していましたが、そのときある新聞社がアルバート・ホールを借り切って、日本の対中国爆撃に対する抗議集会を行いました。私は（中略）、ラング大主教がその会の座長を勤めることを承諾されたということを目にして（中略）。

翌日の夕方、この集会がどのようなことになるのだろうとかと思ひながら、（中略）、私はアルバート・ホールに参りました」。

この記述から、当該の集会がここに書かれている抗議集会であると推定できる。この「戦中覚え書」には、この集会での発言者とその趣意や、集会そのものに対する筆者の捕らえ方が示されていて大変興味深い。

なお、ロイヤル・アルバート・ホール（Royal Albert Hall of Arts and Sciences）は、イギリスのヴィクトリア女王の夫君であるアルバート公（一八一九～六一）に捧げられた田形の大ホールである。

一八七一年に開場した。ロンドン市内のサウス・ケンジントンに位置している。

(16) 「国防保安法」の規定に次ぎの条項がある。

「第二十二条 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ継続ノ必要アルトキハ区裁判所検事ハ検事正ノ許可、地方裁判所検事ハ検事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ之ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ四月ヲ超ユルコトヲ得ズ」

ヘースレット主教の拘束は二月八日であったから、四月八日の釈放は、この規定による最大限の勾留期間を経たものである。

(17) 身元引受人であった南東京教区の村岡米男司祭の夫人および鈴木清香伝道師の二人が刑務所に向向き、釈放された主教を出迎えた。主教はそのことを大変喜び、それ以降、同夫人を「ママさん」と呼ぶようになった。（み名によりて 横浜教区一二五年の歩み）所収の村岡映子氏の手記による）

### III

#### 釈放後

一九四二年四月八日から七月三〇日まで

#### 自宅にて

四月八日から七月三〇日まで、私は東京の自宅で過ごすことを許された。家に着くと家人や聖アンデレ教会構

内 (St. Andrew's Compound) の人々から盛大な歓迎を受けた。最初、私は、外出と警察の規制を自分なりに適用することに大変気後れがした。しかし、私を担当している警察の係官の激励によって、私は徐々に自由を拡大した。係官は殊のほか親切であった。彼は約一〇日に一度私に会いに来たが、決して長くはいなかったし、私が友人を訪ねることや私の動静を調べようとはせず、外出を促がした。

私は芝公園（広くて美しい公園で、その一隅に聖アンデレ教会諸施設は位置している）を歩く自由を持つていた。毎日、いつでも希望するだけの時間そこに行くことが出来た。そして、自宅から一マイル<sup>④</sup>四方ほどを、好きなだけ歩く事もできた。人を訪問したり医者や歯医者に行くために、より遠くへ出かけた場合には、友人に、警察署に電話をかけ警官に知らせるように頼んだ。三ヶ月半の間に一回だけ、どこに行くのにも許可も得られない事があった。望むときにスイス公使館を訪ねることもできた。群集に会うかもしれないと思われる場所に行く事は自然に避けていた。しかし、私はしばしば電車で市内を行き来したが、侮辱的言動で妨害を受けたことは一度も無かった。

時々、高齢のCMSの宣教師・W・P・バンカム (Buncombe) 司祭を訪ねることが出来た。同師は六月

一〇日に亡くなったが、その告別式に参列することもできた。

最初は、自宅に来訪者が来ることを氣遣った。そこで、客とはドアや玄関で話した。しかし徐々に、私の担当警察官の承諾を得てからは、彼らに中に入ってもらい、食料が豊富なときには、お茶に沢山の人を迎え、別の人々には食事に来てもらった。三ヶ月半の間に一五〇人以上の来客があった。その中には、六人の主教、東京に來ることが可能であった私の前任教区の同労者、東京教区の殆ど全ての聖職者、多くの男女信徒が含まれていた。通常の時に考えられるよりも以上の来訪者があった。

誰もが一致して、私が受けた取り扱いを詫び同情を示した。人々は食料品、果物、花、紅茶、コーヒーなど、多くの贈り物を持ってきてくれた。食べ物に事欠くことは無かった。この人たちの気持ちは、「私たちは、この方が殉教者であると考え。殉教者が最も必要とするものは何か、どうすれば、自分たちの同情心を示すことが出来るだろうか」というものであったように思われる。そして行き着いた不動の答えは、「殉教者が必要とするものは食料である」であり、そこで、沢山の食べ物を持ってきて下さったのである。

④約一・六km

ただ一つの主題つまり戦争に關しては、私たちは口をつぐんでいた。しかし、もしそれが可能だったとすれば、彼らは以前よりも親切でさえあったと私は感じていた。暗いバックグラウンドからの影の他には、わたし達の親密さに雲はかからなかった。誰も、ただの一回でも、彼らの自国の陸海軍の驚異的な勝利や、それを自慢するような話はしなかった。私は、日曜日や其の他の日に、近くにある日本人の教会の礼拝に出席することができた。一度、未だ東京にいた宣教師と、日本人と結婚した英国人女性のために、英語で礼拝することに警察の許可を得た。数人の英語を話す日本人がこの礼拝にやつて来た。これは私の逮捕以来、送還船で礼拝を捧げるまでの間に行つた、唯一の公式な行為であつた。

### 親切な人々

六月一三日に泥棒が入り、夏用上着(三枚)と冬用オーバーが盗まれた。彼は後に捕まつたが、私の送還前に盗品を取り戻すことは出来なかつた。裕福な日本人女性で、私達の教会のメンバーの一人が、泥棒の入つた数日後に薄い亜麻布の上着用の材料と冬用オーバーを作るに十分な厚い英国製布地を届けてくれた。これは彼女のご主人と家族のために用意されていた備蓄からの品物であつた。彼女は仕立て代を払おうとまで申し出てくれ

た。しかし、私は凍結された口座に預金を沢山持つていたので、大蔵省の許可を得て、それを引き出すことができた。そこで、東京の中国人洋服屋から、薄くてとてきれいなフランネルの布を手に入れ、その人の助けで、航海に間に合わせて、二着の夏用上着を仕立てさせることが出来た。オーバーは、東京で仕上げるための時間がなかつたので、故国イギリスの洋服屋で作ってもらうことにした。

このようにして、様々な現れ方で、私は、教会の役職者、同労者、信徒である友人たちから、あるいは、クリスチャン、ノンクリスチャンから、左記のような圧倒的で具体的な証拠を受け取つた。それは、靈的な交わりにもとづく友情は、最も厳しい状況のもとでも、活きた真実であるということである。私は、他者との接触において、私が敵であると看做されているという意識は持つたが事がないし、逆に私の友人たちが私からの敵意を感じているというような兆候を見出すことも出来なかつた。我々の行き来は全て自然で自発的なものだった。男性も女性も、子どもたちを私に会わせ、「監督さん(わたし達の主教さん)」にさようならを告げるために繰り返し連れてきた。私は終わりまで彼らの主教であつた。彼らの友情と共感によって、私の身体は安らぎを得て強められ、私の魂は癒された。連合国側に対する戦闘と自賛と

勝ち誇った狂暴が渦巻く東京の雰囲気の中で、そして私の監獄での経験の後で、彼らの愛が私に興味することを、いくら強調しても強調し過ぎることはない。

私の東京滞在の最後の数日の間に、東京の松井主教<sup>⑦</sup>が、東京教区の教区スタッフ会議の後で電話を下さり、彼らの名に於いて、そして彼らを代表して別れを告げたいと希望された。聖アンデレ教会の P・Y・野瀬司祭 (The Rev. P. Y. Nose)<sup>⑧</sup>は私が発するに先立つ水曜日(特別の送別礼拝を企画し、教会構内の全ての人と、遠方からの友人数人がその礼拝に参加した。それは、私にとつて感動的な経験であった。というのも、私は、この国の言葉で、何度となく、多くの場所で聖なる儀式を行ってきた長年のことを思い出す一方、この馴染みの言葉を再び現実に使ったり聞いたりすることはないだろうと考えたからである。この礼拝は、私が主教に就任し最初の説教を行った教会で行われた。私の離別の日の朝、教会構内の人たちは全員が集まってきたので、私はこの人たちに祝福を与えることが出来た。

私の忠実な料理人と他の二人が、私が故国への出発をする時に警察署まで同行してくれた。家事の全ての整理と出発の準備をしてくれたこの料理人の働きについて書く時間が無い。彼女と二人の娘さんが、衣服と日常の品々を繕い、修理し、トランクとスーツケースの荷造り

をしてくれた。教会委員会の秘書は、大蔵省、銀行、郵便局に私の代わりに出かけ、財務上の案件を処理し、私を満足させてくれた。しかし、私はこの問題を処理するために助けてくれた数人の方が他にもいたことも述べなければならぬ。私の整理の進み具合は順調で満足すべきものであった。大蔵省は(規則の範囲内で)理にかなった取り扱いをし、示唆的でさえあった。彼らは、東京教区がそれを売って利益を得ることができるようにと、私の家具を整理することを許可した。そして、家賃や、生活費、その他の出費に十分な金額を引き出すことを認めた。そして一〇〇〇円の日本円を持ち出すことさえも承認した。

しかし、最も満足を与えられたのは、持ち出すことが出来ない、本、台所用品、数物、毛布、家具などを友人に贈ることができたことである。私はそれぞれのものを、友人の必要と好みに合わせて、長いこと眺めて選び、全体を必要と希望に応じて分けることができた。

私には残留か退去かの選択肢は無かった。外務省は、私には他の収監者と同じように「優先順位」があると決定した。そこで、送還船は前科のある人たち——その一、二人は規則通りのイガグリ頭がまだはつきりとしており、全員が収監された印を身につけていた——で満員であった。

私の持物に関しては、東京の警視庁により「外交官特典」を認められ、個人的所持品、家庭用品、少しの骨董品さえも持ち出すことができた。渡航前の自宅での所持品検査で税関が不許可にしたものは、写真、絵、および銀製食器の半分だけであった。これらのものは残しておかなければならなかった。

私の三ヶ月半は、敵国に在るにしては最大限に恵まれていた。送還の手配は順調に進められ、横浜では最後の税関検査があったが、担当者達の対応は好意的であった。私は自分の小切手帳（個人用および宣教師会用）を取り出してもらい、私の希望でそれを破棄してもらった。私の手持ちバッグの中から抜き取られたものは他には何も無かった。かくて私たちは七月三〇日に出港した。<sup>4)</sup>

注

- (1) William Pengelly Buncombe 1856-1942 一八九六（明治一九）年、四〇歳の時に、CMSの宣教師として東京に着任した。徳島での宣教師活動に従事した後、南東京地方部の管理司祭となり、房総地方の宣教師活動などに尽力した。現地在住のグレゴリー・与子美さんを介して、イギリス人の英語の専門家に照会したところ、Buncombeは、バンズコムと表記するような発音に近い呼び方とのことである。日本の関係書籍では、バンカムもしくはバンカムの表記が多い。
- (2) 松井米太郎（まつい・よねたろう）主教 一八六九—一九四六 美

濃（岐阜県）出身。岐阜中学時代の英語教師森巻耳（けんじ）<sup>1)</sup>後、伝道師となり、またA・F・チャベル師と協力して岐阜聖公会訓盲院を創立し、没するまで院長をつとめた。氏の薫陶を受け、A・F・チャベル師より受洗。一八九八年母校大阪三二神学校を教授となり、カナダのウイクリフ神学校に学び同大学院を卒業。一九一九（大正三）年東京聖パウロ教会牧師に転じ、日本聖公会東京教区結成に尽力。一九二八（昭和三）年、同教区主教となる。戦時中の合同問題では、これを是認する立場から日本基督教団に移ったため、一九四四年、佐々木鎮次師が後継の教区主教となった。なお、一九四〇年から四三年まで立教学院理事長も務めた。（主な出典・講談社『日本人名大辞典』）

- (3) 聖アンデレ教会には、一九三八年にイサク野瀬秀敏司祭（一八九二—一九七四）後に横浜教区主教に就任が牧師として着任している。従ってここでの「<sup>2)</sup>司祭は同師のことと考えられ、だとすれば、P、Yのイニシアルは間違えである。なお、野瀬司祭は、戦時中、スパイ容疑で官憲に拘引され獄中生活を送った。

- (4) 前掲『外事月報』一九四二年七月分には、日英交換船龍田丸の乗船者四五四名の名簿が掲載されており、その中に、「英 東京市芝区栄町八 宣教師 M・L・ヘーズレット 六六 男」との記述がある。姓名が正確ではないが、住所、職業などからみて、ヘーズレット主教であると推察できる。同記事によれば、「龍田丸には内地、朝鮮、関東州、満州等に在住の英国：公館員及在留者の一部を乗船せしめたり」とある。以上の調査も小宮まゆみ氏（横浜英和女学院）によるものである。

日英交換船としては、龍田丸（日本郵船）と鎌倉丸（同）の二隻が一航海ずつ運行されたが、「七月三〇日出港」とする主教の記述や右



記記事により、同師が乗船したのは、龍田丸であったことが分る。鎌倉丸は、「八月一〇日横浜出帆、上海に於て支那方面送還者を乗船せしめ」とした。両船の運航日程は以下の通りであった。

龍田丸の運航日程

一九四二年七月三〇日…横浜出港↓上海寄港↓サイゴン寄港

一九四二年八月一三日…昭南（現在のシンガポール）出港

一九四二年八月二七日…九月二日…ロレンソ・マルケス（交換

地・アフリカ東海岸南部に位置する、ポルトガル領、東アフリカの港町。現在のモザンビーク共和国の首都マプト）寄港

一九四二年九月一七日…昭南出港

一九四二年九月二七日…横浜帰港

鎌倉丸の運航日程

一九四二年八月一〇日…横浜出港

一九四二年八月一七日…上海出港↓昭南寄港

一九四二年九月六日…九月一日…ロレンソ・マルケス寄港

一九四二年九月二日…ロレンソ・マルケス出港↓昭南寄港↓香港寄港

一九四二年一〇月八日…横浜帰港

なお、交換船としての役割を終えた両船は海軍に徴用されたが、共に翌一九四三年前半に、兵員などを輸送中、米軍潜水艦の魚雷攻撃を受け沈没した。

#### IV

### 靈的諸経験

#### 困難

私の靈的な諸経験について書くことは難しい。その理由の第一は、私の内的な経験の事実を文章の形で表すことに違和感があり、第二には、その経験をして以来、長い時間が経過したからである。ペンも鉛筆も紙も無く、経験を即座に書くことが出来ず、刑務所からの釈放後は、書いたものや印刷物は何であれ、日本から持ち出せるといふ希望がもてなかつたので書くことが出来なかつたのである。（この本の記録に残されているのでなければ）、事後の思いつきを消すことに務めるが、完全な消去は不可能だと私は考える。従つて説明は多分事後の回想によつて影響される（あるいは美化される）ことである。

#### 最悪の事態

ある晩、私は警察署で、汚れた夜具である折り畳んだ布団を敷き、もう一枚は身体に掛けて寝ていた。ごわごわの折ったひざ掛けを枕にし、オーバーは布団の短さを補うために足の上に広げていた。電灯は蜘蛛の巣のか

かった天井にあり、夜昼となく居房に点灯し皓々と顔を照らした。それは逮捕後一〇日目の夜であった。その間、私は家や友人、仕事から完全に繋がりを遮断されていた。このように私は日常の接触から全く隔離されていた。読むものも無かった。トイレットペーパーの束と爪楊枝以外は、着るものだけが持ち物だった。

私には、日本人の友人やスイス領事館が私の所在や状況について知っているのか否かは分からなかった。「戦争が起きた時には守ってくれるという友人の約束はどうなっているのだろう」と私は考えた。身体的には完全に孤立しており、精神や魂への親しい交わりからの慰めは皆無であった。戦争は私に驚くべき一撃を与えた。あまりの不意打ちであったので対処する術が無かった。自分には逮捕の理由も待ち受けている処遇も判らなかつた。私は全くの暗闇におり、見ることの出来る導きもなかった。私の同室者や相棒は犯罪者クラスの者たち（彼らの多くは、善良で、良さを隠し持ち、活気があったが）であった。この場所では友人として接しうる人は一人もいなかった。

私の身体は汚れており、可能なあらゆる手を使ってもだらしなない状態であった。精神は傷つけられ、毎日の経験によって汚されているように思えた。最も身近な行為すら他人の目のある中で、人が多数いる限られた場所

行わなければならなかった。プライベートは寸時も一度も保つことが出来なかった。尊厳も、権利も、名誉も全ての人間的な品性も消えていた。居房の外には、囚人たちが次々に送り込まれていた。騒々しい取調べや、囚人の態度や返答が担当警察官の気に入らない場合には不当な扱いの数々があった。私は全ての点において日本人の犯罪者群の一人であり、唯一の違いは皮膚の色だけであった。

身体の不潔、精神の汚辱、絶望的な隔離、私自身を窃盗犯、博打打ち、嫌疑者、女性を売り買いする男などと同一視されたこと、冷酷な機械に巻き込まれ、或いはまた大きな蜘蛛の巣の中の小さなハエの様な状況に陥り、さらにそれ以上に、私の友人がいなくなったり彼らが見捨てたと考えたこと、蓄積した恥ずかしいこと、そしてこれら全ての重圧が、その夜、私を苦しい涙と挫折の瀬戸際にまで追い込んだ。横たわりながら私は、もう耐えることが出来ない限界に達しているのを感じた。一言で言えば、私は見捨てられ、絶望し、日本の犯罪社会の支援の無いシミであり、法律に雁字搦めにされていた。

それから、忍耐の限界と思われた時に、あたかも私の耳に語りかけられたように一つのメッセージが届いた。そのメッセージの言葉は、「彼は犯罪者の一人に数えられた」というものであった。（ここで示された人物や状

況について現実的に比較できるものはない。私はただ自分の経験をありのままに記録しているのである。ただそれだけである。その瞬間に光と啓示が私に降り注いだ。私はその時初めて、人間が主イエスの苦しみを思い諮ることができると限りについて、我等の主が捕らえられてから十字架上の死に至るまで苦しまれたことを、自分の経験を通じて知った。

後に、私の考えることは、「そのとき救いは目前に与えられ満たされたものであった」という観点に沿うこととなった。思いやりは色々な形をとっている。受刑者のアフターケアのための協会に金銭を寄付するという裕福な人々たちによる好意がある。私はこれを、「長期にわたる好意」と呼びたい。更に、監獄から釈放された人々を援けたいという愛と思いやりの動機から自分たちの生活を捧げているこのような協会の男女の役員の好意もある。それに加えて更に、エンバンクメント通り (the Embankments)<sup>③</sup> やチャーチ・アーミー・ホーム (the Church Army homes)<sup>④</sup> に入入りする放浪者、臨時雇い労働者、無一文の凋落者などの暮らしが当然だと思っている人々を導くようなより深い思いやりもある。

彼らは、この事を、ある階級の人々の思いや経験を理解するために行っている。しかし、この人たちは——犯罪や不幸な心根を持った人々に近づき、その思いへの洞

察を深めたとしても——、いつでも逃げ出すことが出来、居心地のよい状態にもどれるという事を知っているが故に勇気を持ち、身近に見ている墮落や怖れの深刻さから守られているのである。

これらの思いやりの諸形態は、人々が神のもとに見出し得るものである。神の創造の業と救い、人の姿をとった上での降臨、パレスチナでの主の生涯、あらゆる時代の聖徒たちの一生などを通してである。いのちと栄光に満ちたもう主は、その栄光を捨て、人々に仕える僕となられた。既に示されているように、神の中に思いやりの全ての姿がある——そのように私は信じ説教してきた。しかし、旧約聖書において示され新約聖書に再度記されているように、我らの主に成就した「彼は（犯）罪者の一人に数えられた」<sup>⑤</sup> という経験において、通常の思いやりとそれとの間には何と根底的な違いがあることである。

主イエスは罪ある者とされ、見放され、捨て去られ、孤立無援であった。その夜、私が弱さの中で声を上げて泣いたときに、その弱さは力へと変わり、私は心からの喜びの声をあげた。そして三ヶ月半の監獄生活の間にしばしば、アレキサンダー夫人の飾らない聖歌である、「遙かに仰ぐ緑の丘」を繰り返して、最後の節の「心から心から 主は愛したもう」を、いつまでも口ずさんで

いた。<sup>(5)</sup>

主イエスと神との独特な関係と、罪の負い方の特異さの故に、人間が経験し得るどのような経験でも、主の「数えられた」という経験との間には根底的な相違がある。しかし、我々は自分たちの霊的な容量に応じて、ある程度そこに入り込み理解することができる。そのように神のみ援けは予期せぬ仕方、思いを超えてもたらされるのである。

### ある教えを学ぶ

戦争が始まる前に、ある友人が彼の警察での取調べの経験について話した際に、私は、その取調べ中にイエスが弟子たちに約束したような霊的なみ援けを受けたかどうかを尋ねた。彼の答えは失望させられるものであった。彼はそのような援けには気づかなかつたと言った。私は（私の独断だが）、そのような経験が無かつたのは、彼の信仰が欠けていることによると思う。

一月一二日に、私は独り、取調室で、一人の警察官のもとで二回目の長い取調べを受けた。私はその時未だ、逮捕された理由と厳しい尋問の目的の両方について暗闇の中で手探りしていた。私はその日、主が約束された特別な神の恵み——私はそれがある確実な形のあるものと考えていたが——を求めるといってはつきりした目的

をもって取調室に入った。私は、神の、他に類の無い恵みによる導きと応答があるものと期待していた。そこで私は、尋問の間ずっと、係官の質問と私の答えが、約束された聖霊の働きによって導かれることを真剣に祈った。（通訳なしで、日本語で尋問されることは、時として不利になる。通訳が応答者の外国語の答えを日本語で取調官に伝えている間に、応答者には考える時間がある。直接の尋問での速いやりとりでは、落ち着いて考える時間がほとんどない）。

その時の取調べは私が経験した最も厳しいものの一つであった。一つの質問に対する返答のちよつとした間違いが、別の新しい一連の質問を導き出したり、友人を巻き込んだり、人の行為の動機について間違つた印象を与えかねないということに私は気づいていた。（私が、知っていることは全て話そう、何も隠すまい、私の言動には何の恥ずべきことはない、と心に決めたことは、ある観点から見れば、私の利点にならなかつた。しかし、そのことは私に満足を与え、後になつてから「お前は隠し事をしていゝ」と言われる危惧を取り除いてくれた。私が避けるようにと思ひ、そして、実行した一つのこと、人の名前を告げることが拒むこと、行動や経験について質問された時に他人の名前を隠すことさえしたことである）。

私は、期待し、祈ったような神様からの援けは受けなかった。しかもその日の終わりには精神的にも霊的にも疲れ果て、刑務所での狭心症の症状に見舞われ、居房に帰るには付き添いが必要であった。

しかし、取調べの終わり近くに、「神よ、更なる試練に曝されようとしている私をお援け下さい」との声が私に起こったときに、突然、そして全く予期しなかった形で、心の安らぎが生まれた。部屋の中に主の御姿が現れた。私の背後の右側に御姿があり、「わたしの恵みはあなたに十分である。力は弱さの中でこそ十分に発揮されるのだ」という御言葉が聞こえた。

まるで形を持った聖霊が室内に現れたかのように、真にはつきりと御姿と御言葉があり、御姿が立っているあたりには光があった。(このことを私は説明することができない。しかしその真実を疑うことは、当時でも出来なかったし、今も出来ない)。その御姿は、取調べの時間が終わるまで、あたかも肩に手を置くようにして私のそばに続けた。それで私は限界に達した時にも、身体的にも精神的にも持ちこたえることができた。強さは損なわれなかった。それに耐えるだけの力が与えられたのである。文字通りにそのような状態であった。それは予想できなかった約束の顕現であり、祈りへの応えであり、恐れを沈めるものであった。

## 覚え書き

友人たちに私の経験を話す際に心配していることは、私が小さな事を誇張しているのではないかということや、結局のところ、私の経験はそれほど酷いものではないかということである。五ヶ月後の今でさえも、私は、あの警察官や憲兵の取調べが、なぜあれほど深く私たちを恐れさせ影響を与えたのかを理解することができない。個人的な見解としては、それらは私を絶望の淵に追い込み、特に眠れない夜に、死が救いをもたらすかも知れないと思うときに幾度となく襲ってきたのである。私は自分と同じような苦しみを味わった多くの人の証拠を沢山持っている。私は、このような雰囲気全体の、悪魔に支配されていたのだと信じている。取り調べさえも脅威に満ちていた。そこは、妖怪はいないにしても、悪魔や絶望の影響の住処であった。我々を取り調べる係官は、悪魔の世界の目に見える代理人となった。雰囲気は敵意と脅威に満ちていた。

仕事上の地位で最高位にある強い男性たちでさえ驚愕し、ある者は挫折した。私は自殺した二人の人の事人づてに聞いて知っている。全ては、恐れを生じさせる尋問と関連している。そこには、信仰にも信頼にも公正さにも何ら繋がるものは無かった。私の、善き援けに満ちた、霊的で実際的な経験と、自分自身や他の人のそれと

は反対の、悪しき、それでいてこれまた実際の経験を比べることによって、私は、取調室には悪霊がおり、我々を恐怖に陥れる人間がいたと信じるようになった。それと同じように、我々を力づけ慰めてくれた善き聖霊の存在をも信じるようになった。(このことは単に私だけの経験ではなく、引揚船で聞いた多くの人の経験でもあった。全ての人が宗教的かそうでないかに関わらず、恐怖と積もる絶望があったことを認めている。そこには、普通に言えば「強心臓の実業家」と呼ばれるような人たちが沢山いたのである。——私は、横浜刑務所内でただ一人の聖職者であった。)

## 光を見る

ある晩、私は監獄のベッドに寝ていた。身体は温かく寝心地がよかったが、精神的にはひどく落ち込んでいた。その夜は厳しい尋問が行われた後であった。網が私の周りに張り巡らされているかのように、心を占めているただ一つの疑問は、私の刑罰の種類と質にかかわるものであった。逃避することは不可能に思えた。私は自分が無罪であることを自覚していた。しかし、私の最も潔白な行為や言葉でさえ、警察の係官の注目がそこに当たると邪悪な意味を呈した。寝床に横たわりながら私は来るべき未知の不安にとりつかれていた。裁かれ、判決を

言い渡され、監獄に入れられるだろう、そしてそれはどのくらいの期間になるのだろうか。或いは、送還という方法で逃れることが出来る、その送還船は遅れるのではないだろうか？

警官の尋問は、私の精神上に以下の様な奇妙な影響をもたらしした。即ち、私とは、彼らがそのように考えた者、——日本国内の全てのイギリス人宣教師と共に、宗教の仮面をかぶって大英帝国の利益を求めるスパイで、経済、軍事、社会的情報を上司に伝えるために収集している——そういう人間であると、殆ど確信してしまうことであった。絶え間なく執拗に繰り返される高圧的な尋問は、自分の心に、自分自身についての疑いを生じさせ始めた。でっ上げの話と、検査官を満足させ自分の疲労を終わらせる自白が、困難から脱出する最善の道のように思われた。身体的な休息のないこと、精神的な疲労、霊的な絶望ということが、その夜の状態を最も実態に近く説明している。

突然私は光を見た。本当の光を実際に見たのである。私がかれまでに知らなかった心理的な輝きが出現した。それはほぼ物理的な実質を持っていた。驚くような明快さをもって、私は自分の実態を知った。私の心は興奮し、私の洞察力は先までを見通すかのように思えた。私の逮捕、私に対する係官のもくろみ、全ての出来事の日

的が私の目の前ではつきりとした。それに加えて、未来がはつきりと現れた、それは次のような形をとっていた。「あなたの人生のために、神の備えた計画がある。そしてそれは損なわれることがない」「計画は損なわれることがない」「計画は損なわれることがない」。

このことが私には非常にはつきり見えたので、次ぎのようなことが分った。それは、日本での私の生活には、そして日本での宣教活動の終結にも、計画と目的があること、何事も偶然で起こるものではなく、神が導く摂理があること、私たちに対して神が備えた道を捻じ曲げ変更させようとする人間の努力は単に愚かなことに過ぎないこと、などである。物事は起きるままがよい。誰も最終的な結果を変えることは出来ない。だから、来たれば来たれ課せられる罪、来たれ判決、来たれ監獄、それらはすべて計画に合致し、それを進めることになるのである。これは個人的な推定に見えるかもしれない。しかしそうではない。刑務所での毎朝、日の出の時に、私は外の本々で雀がさえずっている声で目を覚ました。そして「あなたがたは、たくさんの雀よりもはるかにまさっている」という主の言葉<sup>7</sup>は、しばしば私に私自身としての確信を与えた。私の人生においてこれほど確実な経験は他になかった。

私たちの気持ちを別の言い方で表せば「翳り無く澄み渡った水晶のような」となるだろうか。偉大な聖徒たちはこのような光の輝きを見たのだろうか。私にとつて、それは殆ど驚愕に近かった。

このようにして、これら三回のそして他のちよつとした経験において、予期しなかった形で、しかしより豊かでより完全な姿で、私自身や他の人の霊的必要性に関する答えが与えられた。その中にこそ、賢人の英知が働いているのである。

## 後書き

日本人への奉仕に過<sup>8</sup>してきたこれまでの生涯に続く、この四ヶ月間の監獄への収監は、今日日本で権力を持つ人々から予想せざるを得ないものも一つ一つの証拠に過ぎない。私たちは、礼儀と真実という通常の人間の基準を、いとも簡単に隅に追い遣っている暴力的な軍國的全体主義に対して闘っている。私や他の多くの友人が受けた不正や、日本人によって占領された地域の中国、イギリスやアメリカの国民が受けた遥かにひどい残虐行為は、偶然によって引き起こされたものではない。これは、紛れもなく、その全体主義がもたらす結果である。そしてそれは、極悪の事態である。

しかし、私は、日本での時間の最後の部分を監獄で過ごしたわけではない。送還船が出港するまでの三ヶ月半の間、私は適度な制限のもとに自宅で過ごすことを許された。初めて自宅に戻った時に、私は、安堵と感謝で躍り上がりばかりであった。しかし、遭遇した経験のおかげで、日本のクリスチャンの友人や近隣の人たちが私と会った時に、彼らがどう考え何と言うのだろうかと胸の中で心配になった。結局、スパイとして警察が逮捕するような人間は評判がよくなるとは期待できないと考え、孤独や恩着せがましき、更に敵意に対してさえも身構えるようになっていた。しかし、このような疑いは正しくないことが分った。私が自宅に着くと、日本人のクリスチャンの友人は、私の身に起きたことを詫びながら私を歓迎してくれ、危険からの解放を喜び、健康を気遣い、数え切れない親切を示してくれた。私を訪ねることは困難を伴い、危険ですらあったであろう。しかし、一五〇人近い人が私を訪問し、何も持たずに来る人は殆どいなかった。彼らは、花や、果物、お菓子、コーヒ―、その他多くの種類の食べ物私に下さった。

私たちは、日本が、イギリス連邦、中国、アメリカと戦っているという恐るべき事実について、故意に眼をつぶっているわけではない。我々の気持ちの中に、妥協する考えはないし、我々両国を分裂させるものは大したこ

とではないというふりをする、不見識な感傷に浸るものでもない。しかし、最も深いところで、クリスチャンとしての私たちの友情は、戦争によって損なわれてはいないということ私たちが見出した。むしろ、このような状況の故に、わたしたちの友情には深みが生まれ、以前には無かったような質の高さが生じた。この思い出は、今でも私を深く感動させるのである。

日本政府は、私の獄中経験の記憶を和らげることが政策上好ましいとの考えから、私が送還船を待つ間の取り扱いをよくしたのだと、人に言われていた。確かに、ある場合に、外面的なことに關する限り、そのようなことは理由になるだろう。しかし、私の友人の小グループ――その何人かを私はずっと前から知っていたが――との会話は、何ものによっても代えられないほどに、実に深く親密なものであったので、その理由も全て明らかにされた。

私が知った、「この真実」は、次のようなことである。キリストの聖霊は、日本人男女のそのグループに働いていた。主の聖霊こそは、私に示された友人たちの愛の行為を引き起こした。そして私が、我々二国間の戦争という恐ろしい事態の中でさえも、日本人との間に、最も深いレベルでの靈的な交わりの重要な意味を経験したことは、キリストの弟子たちの全てがそうであったの



と同様であった。

従って、振り返ってみると、私は大きな対比を見出す。一方には日本政府がある。その政策は野蛮な帝国主義に立ち、全ての白人に対する暴力的な宣伝や個々の人間の生命と自由への無関心があり、残虐と抑圧を重ねている。他方、私が知っているクリスチャンの小さなグループの間では、近代日本の精神に直接反対する特性、それは、私たちの主イエスが命じた、「わたしがあなただがたを愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい。」<sup>(8)</sup>という言葉に従うものである。それは国家や人種の分割を乗り越えるものであり、普遍的なキリストの教会の共通のメンバーの唯一の意図であり、それは何ものによっても破壊されることはない。

この悲劇的な状況の下で、全てのクリスチャンが日本や日本人について考える時に、心に留め祈るべき三つの事柄があると私は信じている。第一は、見事に組織された悪魔が日本を占領しているという事実、私たちは決して目をつぶってはいけないということである。この悪魔は、正義と真実の両方の基準、および個々の男女の全てにとつての愛という、クリスチャンの基準に直接に反対している。第二に、我々は、現在の日本の悪い政治体制を速やかに打ち壊すために活動し祈らなければならぬ。とりわけ、クリスチャンであるか否かに拘わらず、

日本人のために、である。このことは、繰り返して強調するまでもないことである。第三に、戦争中の今日でさえ、依然として、クリスチャンとしての生き方の果実が、小グループの個々人の生活の中に示されていること、全人類の父なる神への共通した信仰と祈りは、あらゆる場所での忠実なクリスチャン——日本の信徒も含む——の間でしっかりと保たれているということを私たちは忘れてはならない。正義と真の平和を力強く押し進め、クリスチャンの愛の絆を保ち、腕力が不必要となつた時に、犠牲的な愛が基本となり動機となる世界を共に作り出すために、壊れることのない聖霊による聖なる結びつきを強めたものである。

注

(1) 後掲(4)参照

(2) エンバンクメント通り the Embankments は、ロンドン中心部のテムズ川河畔の北岸(左岸)の二キロにわたる堤防を兼ねた道路をさす。河畔に沿って、それぞれの地名のついた Embankment がいくつもある。複数の s がついている。浮浪者やホームレスの人達が、この周辺に多かつた。

(3) チャーチ・アーミーは、イギリス聖公会の聖職であった W. カーライル (The Revd. Wilson Carlie) によつて、一八八二年に創立された協会である。その目指すところは、たとえ平凡なクリスチャンであってもその人たちがキリストの福音に従って生きることを励まし、

他の人がそれに魅せられるようになることである。カーライルは、キリストのメッセージは言葉と行動を通して共有されるべきだとして、「教会を貧民街に引き出さう」との考えのもとに、主として貧しい労働者を対象とした、教会による社会的活動を組織した。現在でも様々な分野の社会活動が展開されている。

(4) このことは、旧約聖書ではイザヤ書五三章一二節にあらわれ、新約聖書ではマルコによる福音書一五章二八と、ルカによる福音書二三章三七節で、キリスト・イエスが裁かれた際に受けた有罪判決（ルカではその予告）として記されている。なお、新共同約聖書においては、旧約では「罪人」、新約では「犯罪人」の表現が用いられている。

(5) Mrs. Cecil Frances Alexander (1823-95) マイルランドの主教・W・アレキサンダー師夫人として多くの貧しい人々のために生涯を捧げた。少女の頃から詩作の天分を示し、多忙な生活の中から四〇〇以上の聖歌の詞を残した。それらの聖歌のうち、最も有名なものといわれている『There is a Green Hill far away』(遙かにのぞむ緑の丘)は、その簡潔な美しから完璧な英語の聖歌であるとの評もされている。この詩は、彼女が長く住んだテリーの郊外にある小高い丘を見ながら、イエスが死を迎えた場に思いを馳せて作ったとされている。第一次世界大戦中に、脅威にさらされた人々がこの歌によって慰められた逸話も残されている。

現在のイギリス聖公会の聖歌集では、English Hymnal and Ancient and Modern New Standard 137に載っている。この聖歌集では、この歌詞はHosleyと呼ばれメロディー(曲)につけて用いられている。イギリス聖公会レスター大聖堂オルガニストJonathan Gregory氏のコメントによれば、この曲は以前に大変人気があったもので、今でもレント(大斎)期間に歌われている。ただし、エヴァンジェリカルな

教会などでは、歌詞に使われている英語自体が古いことや、受難の場面などをロマン化しているなど、教会の宣教・ミッションに使うのには感傷に過ぎる面があるという見方からこの歌詞を歌わなくなっている。上記の聖歌集には、夫人のもう一つの歌詞も掲載されている由である。

原詩は以下の通りである。

There is a green hill far away, outside a city wall, where our dear Lord was crucified who died to save us all.	There was no other good enough to pay the price of sin, he only could unlock the gate of heaven and let us in.
--	---

We may not know, we cannot tell, what pains he had to bear, but we believe it was for us he hung and suffered there.	O dearly, dearly has he loved! And we must love him too, and trust in his redeeming blood, and try his works to do.
---	--

He died that we might be forgiven,  
he died to make us good,  
that we might go at last to heaven,  
saved by his precious blood.

日本聖公会の『古今聖歌集』では七六番に以下の訳で採録されている。なお現行の『聖歌集』では、彼女の作品は六曲用いられているが、この曲は再録されていない。

きみはわれらをすくうため  
みやこのそとのおかの上(え)に

木にあげられてくるしみぬ

(以下略)

(6) コリントの信徒への手紙 二 一二章九節

「すると主は、『わたしの恵みはあなたに十分である。力は弱さの中でこそ十分に發揮されるのだ』と言われました。だから、キリストの力がわたしの内に宿るように、むしろ大いに喜んで自分の弱さを誇りましょう。」

(7) マタイによる福音書 一〇章三一節

「だから、恐れるな。あなたがたは、たくさんの雀よりもはるかにまさっている」

ルカによる福音書 一二章七節

「その上、あなたがたの頭の毛までも、みな教えられている。恐れるな。あなたがたは、たくさんの雀よりもはるかにまさっている」

(8) ヨハネによる福音書 一三章三四節

「あなたがたに新しい掟を与える。互いに愛し合いなさい。わたしがあなたを愛したように、あなたがたも互いに愛し合いなさい。」

同一五章 一二節

「わたしがあなたがたを愛したように、互いに愛し合いなさい。これがわたしの掟である。」

同一五章 一七節

「互いに愛し合いなさい。これがわたしの命令である。」

〈本文以上 完〉

### 訳者による補遺

1 ヘーズレット主教は、一八七五(明治八)年十一月六日に、アイルランドの Anglican Church である Church of

Ireland の Clogher (クロハー) 教区に属する、Tydavnet Parish (タイダブネット教会区) で生まれた。Clogher 教区は、北アイルランドの地理上の中心に位置する Fermagh (ファマナー) および Monaghan (モナハン) 地方にまたがる教区である。日本の従来資料では、同主教の出身地をベルファストとする記述がされているが、上記は、訳者が同教区の教区事務所に照会して確かめた結果である。なお、梶原史朗「歴代主教の横顔 第四代サミュエル・ヘーズレット主教」(『み名』によりて 横浜教区一二五年の歩み) による履歴では、生地は、モナハンと記述されている。

2 聖公会新聞に掲載された垣内茂氏による本書の翻訳の原本は、ロンドンの学生キリスト教運動出版社 = Student Christian Movement Press 社刊、一九四三年二月発刊版である。従って本稿の原本である、モアハウス・グラム社版とは異なっている。モ社版は同じ一九四三年の発刊であるが、前者よりも後の刊行であると推定される。内容はほぼ同一であるが、モ社版において若干の語句の修正、文章の削除、段落分けなどがされているからである。いずれにしても、本書が、短期間に複数の出版社から刊行されていることから、その反響が大きかったことが想像される。なお、一九四三年五月には、学生キリスト教運動出版社より第二版が発行されている。

なお、交換船においてヘーズレット主教と同乗したレイバー氏という方から、戦後に垣内氏が聞き取った回想によれば、同主教は早くもその船上で獄中記の執筆を始めていたとのことである。

3 ヘーズレット師が所属した C M S (The Church Missionary Society = 英国聖公会宣教師協会) へは、「教会宣

教協会」、「イギリス教会宣教協会」などの訳語も用いられている。一八世紀に起こった英国聖公会の信仰復興運動の機運の中で生まれた任意の宣教団体である。一七九九年に一六人の聖職と五名の信徒たちによって発足した。教会生活や布教活動において、イエス・キリストの福音を重視する福音主義の立場に立ち、アフリカやアジアへの伝道を主眼とし活発な宣教活動を展開した。ヘーズレット師の日本在任中の一時点である一九二八年の、同会全体としての活動状況を見ると、一二三一人（内聖職者二八六六）のヨーロッパからの宣教師と、一〇三二五人（内聖職者六六五五）の現地伝道者を支えていた。

一九世紀中盤から後半にかけて、長年にわたりCMSの會長を務めたヘンリー・ヴェン（Henry Venn 1796-1873）は、同協会による宣教にあたっての原則を策定し、その実施に努めた。その宣教の原則は、「伝道地において、自立、自給、自主伝道を行う教会（Native Church）を創設すること」にある。その際に、イギリス本国からの派遣宣教師は、順次、当地の聖職、信徒に教会の働きを譲り、最終的には当該地教会を離れ、「その先の地域」へと移動することになるのである。

日本への同協会による宣教は、一八六七（明治元）年来日の所属宣教師エンソウ（Rev. G. Enson）によって開始された。一八七三年に日本のキリスト教禁教令が廃止されると、パイパー（Rev. J. Piper）およびファイソン（Rev. P. K. Tyson）ら六人の宣教師が相次いで来日した。一八八三年には、英国聖公会からの最初の主教として、同協会所属のブール師（Rt. Rev. A. Poole）が着任し、続いて八六年にピカステス主教（Rt. Rev. E. Bickersteth）が来日して、アメリカ

聖公会派遣のC・M・ウイリアムズ主教（Rt. Rev. C. M. Williams）と共に日本聖公会成立のために尽力するなどの貢献をしている。ヘーズレット師の来日は、このような先輩宣教師たちの宣教活動を引き継ぎ、更に発展させることが期待されるものであった。在日四二年に及ぶ活動は、その期待に十二分に応えるものであったといえよう。なお、同師の南東京地方部主教就任は、前任者のボウフラワー主教（Rt. Rev. C. H. Boulflower）の辞任による後継者となるためであった。ヘーズレット師は、主教在任中の一九三九年、四教区合同の日曜学校教師修養会において講話をし、その中で次のように語っている。

「私はいろいろな苦しみや失望に陥った時、『唯一の神、唯一の目標、善の最後の勝利』と静かに繰り返し続けます。すると大いなる慰めが心の中に湧いてきます」（後掲『あかしびとたち』より）

この言葉は、本書で語られた監獄中での霊的経験によって、具体的姿をもって例証されていると言えるであろう。

4 文中の訳者注でも一部引用させていた、L. E. リー氏（Miss Leonora Edith Lea）による「戦中覚え書」（松蔭女子学院史料 第8集）所収）には、太平洋戦争前および戦中の日本聖公会の動きがかなり詳しく記録されている。リー氏は、神戸の松蔭女子学院の教師を永く務めたイギリス人宣教師で、戦後発足した同学院短期大学の初代学長の重責を担ったイギリス人宣教師である。太平洋戦争中も本国に帰国せず日本に留まったことから、外国人宣教師としての目を通して日本の教会の姿が描き出されている。その一例として、開戦直前の、日本と英米を中心とした諸外国との緊張が高まる中で、日本聖公会内での外国人宣教師への対応が書

き残されている。その記録によれば、聖公会の日本人要人が、国策の動きを先取りする形で、外国人宣教師の退任と外国ミッションからの財政援助を辞することを自発的に政府に申し出た。そして、そのことを首座主教であるヘーズレット師を通して外国人宣教師達に伝えたのである。このようないわば辞任勧告に関して、外国人主教や他の宣教師達の間では諸否の対応がまちまちであり、対応の要である首座主教の苦勞の程が想像される。また、「覚え書」では、戦前、戦中を通じて日本聖公会の未曾有の難題であった教会合同問題についても詳述されているが、この問題に関するヘーズレット主教の発言については目立った記述はみられない。

5 イギリスに戻った同主教は、シェフィールド教区の補佐主教として母国での牧会活動に従事した。この補佐主教への就任は、当地での聖書協会の集会にヘーズレット師が講演者として訪れた際に、既に「獄中記」を読んでいたシェフィールド教区主教・レスリー・ハンター (Leslie Hunter) 師が、同主教に直接接することによって更に感銘を深め、同教区に招聘したことによるものである。このポストの在任期間は、一九四四年から、四七年の同師逝去に至るまでの約三年半であった。

太平洋戦争終結後の一九四六年六月、イギリス、アメリカ、カナダの聖公会は、壊滅状態となった日本聖公会の復興を支援するための特使を派遣した。そのメンバーは、ライフスナイダー主教 (米)、ヘーズレット主教、マン主教 (英)、ワッツ司祭 (加) の四名であった。一行は、日本各地を精力的に訪ね実情を調査するとともに、各教区、教会の聖職、信徒を激励した。このメンバーはいずれも開戦の後まで日本の教会のために心血を注いで尽力した宣教師達であったか

ら、敗戦後初めての公式な使節として迎える日本の教会の思いは複雑なものを含みながらも、世界に繋がる聖公会としての意識を改めて鮮明にするものであったと思われる。そのことは、特使を派遣した各国母教会あての主教会名による感謝状の文面に明らかに読み取ることができる。

6 前述のクロハーク教区の St. Macartan's Cathedral (聖マカータン主教座聖堂・所在地 = Clogher) 内に、Bishop Samuel Healett Memorial Archive (サムエル・ヘーズレット主教記念展示室) が設けられている。開設日は、一九七二年九月二十九日の「聖ミカエルおよび諸天使の日」であった。この日、ヘーズレット主教の甥にあたる S. J. ヘーズレット司祭夫妻、また、日本からは現横浜教区主教・三鍋裕夫妻 (当時の岩井克彦同教区主教代理) も出席して開設記念礼拝と祝賀パーティーが行われた。一九七二年といえば、ヘーズレット主教の日本からの送還後三〇年、逝去後二五年を経過している。三鍋主教の回想によれば、当時同教区の主教であった、リチャード・ハンソン師 (R. P. C. Hanon = 元ノッティンガム大学教授) の提唱により、その時点で改めて同主教の生前の働きや経験が注目され、お人柄が偲べれたことが同室開設の契機となった。ハンソン師は、帰国直後のヘーズレット主教とある会議で同席し、同主教に大変に魅せられた経験をもっていたとのことである。(前掲 梶原史朗「歴代主教の横顔 第四代サミュエル・ヘーズレット主教」による)。同室は現在も、事前の申し込みによって閲覧することができる。

また、シェフィールド教区の主教座聖堂には、ヘーズレット主教の真鍮製の記念タブレットが掲げられている。さらに、横浜教区の山手聖公会には同主教を記念するチャペルが

捧げられ現在に至っている。

7 詳しい年月は不詳であるが、ヘーズレット師は、ヒルダ (Hilda) 夫人と結婚し、男児エリック (Eric) を授かった。しかし、夫人は健康を害し、主教一家が一九三五年に休暇でイギリスに一時帰国した際にそのまま母国に留まり、翌一九三六年にイングランド中西部の港湾町サウスポート (Southport) で亡くなっている。子息のEric氏は、一九四三年の時点では、妻子を英国に残してインドに赴いており、医療関係の仕事に従事している (ヘーズレット主教からサンスペリー師に送られた手紙による)。

8 ヘーズレット主教は、一九四七(昭和二二)年一〇月一日に、シェフィールドにおいて満七十一歳で逝去した。死因は心臓病であった。主教は獄中でも狭心症の発作を起こしているが、主教在任中の心身の疲労や、収監中の厳しい取調べによるストレスの蓄積などが死の遠因となっていることが推測される。

葬送式は一〇月二〇日にSheffield Cathedralで行われた。この葬送式で述べられた追悼のことは、「氏の生涯と働き」と題された文章などが載っている。A4版二つ折り四頁のリーフレット = SAMUEL HEASELTT, BISHOP が残されている。

タイムズ紙では、一〇月二八日に訃報が報じられた。また同紙には、「マッサー将軍 (Major General Francis Stewart Gidroy Pigot 1883-1966) = 在日生活が長く、一九三七年から一九三九年まで在日英国大使館の大使館付陸軍武官の任にあり、また、東京芝の St. Andrew's Church = 英国人会衆の教会、の委員会議長を務めた」と、サンスペリー司祭 (Cyril Kenneth Sansbury = 一九三四～四一年の間、池袋に

あった聖公会神学院教授、四一年に英国帰国後は、リンカーン神学校およびカナタベリーの聖オーガスティン新学校の校長、シンガポール・マレー半島伝道主教などを歴任) の二人の追悼文が掲載された。この追悼文は上記のリーフレットに掲載されている。

日本では、一九四七年一月一九日に、東京の聖アンデレ教会構内 (野外) で記念礼拝が行われた。この記念式では、日本聖公会総裁主教八代斌助師、J・C・マン主教 (John Charles Mann)、米国陸軍大佐 P・ラッシュ (Lieutenant Colonel Paul Rush) 氏の三名が哀悼の辞を述べている。当日の印象について、北海道教区主教・前川眞二郎師 (後、南東京教区主教) は、「雨降らず風寒かりしも焼跡の礼拝印象強く亦深し。故ヘーズレット主教と関係深き聖アンデレ教会の跡に起ちて感慨無量なり。」(前川眞二郎日誌) と記している。

ヘーズレット師の墓地は、シェフィールド市内のファース公園 (Firth Park) に近いシャイアグリーン墓地 (Shiregreen Cemetery) にある。墓碑は、I区(聖別区域) 九〇六八番 (number 9068 section I へ consecrated) 当墓地の地番は、Shiregreen Lane, Sheffield, S5 6AA ENGLAND である。同墓地の管理は、シェフィールド市議会 (Sheffield City Council) ・逝去者担当部署 (Bereavement Services Tel: 0114 239 6068) が行っている。

以上の、同師の死因、逝去地、墓地の所在地に関する貴重な情報が得られた上記のリーフレット・SAMUEL HEASELTT, BISHOP は、本稿執筆のための調査の過程で、上記サンスペリー師の息女オードリー・トークス (Audrey Sansbury Talks) 氏から提供されたものである。

墓碑銘と、先述のシェフィールド主教座聖堂の記念タブレットに記された文言は以下のとおりである。

IN MEMORY OF  
SAMUEL HEASLETT  
BORN 1875 DIED 1947  
BISHOP IN SOUTH TOKYO  
1922 PRESIDING  
BISHOP OF THE NIPPON  
SEIKOKWAI 1933  
ASSISTANT BISHOP OF  
SHEFFIELD 1944  
行 同 主 與

### 訳者あとがき

本書の訳出を始めてみると、日ごろから英文に疎遠であり、しかも身体的条件から英和辞典やその他の参考文献を繰るのも容易ではない私にとって、その作業は予想以上に難しいことに気づかされた。そこで元立教高校英語科教諭の北條鎮雄氏への協力要請を思い立ちご連絡をしたところ、即座に快諾をいただいた。私が下訳をしたものに手を加えていただくことになったのである。同氏はご自分で添削を進められる一方、なお明確にすべき箇所に関しては、氏の国内外に広がる人脈ネットワークを

利用して、次ぎの方々に確認を図って下さった。Mr. Michael Robertson (立教池袋中高校教諭) / 大石五雄氏 (成蹊大学名誉教授) / Dr. Michael Miller (Academic Dean at Episcopal High School in Alexandria, VA) / Mr. John Hestand (前戸板女子短期大学教授) / Mr. David Roth (前成安造形大学教授) / Ms. Joyce Roth (前成安女子高校)。特に、Mr. Robertsonとは何回か直接面会の上、疑問点の解明を図っていただいた。この翻訳は北條氏のご協力がなければ出来なかつたことであり、同氏およびそのネットワーク上の知人の方々に厚くお礼を申し上げる次第である。

とはいえ、訳文の生硬さや不適さ、ありうる誤訳の責は偏に私にある。

ヘーズレット師の諸活動とその背景、人物像、イギリス帰国後の消息などについては、横浜教区退職司祭、日本聖公会歴史編集委員会元委員長・垣内茂氏にことのほかお世話になった。国内外での調査に関して助言をいただいたほか、ご自身も英国への問い合わせを進めて下さった。その結果として、特に、先にも述べたオードリー・トークスさんから、ヘーズレット主教の足跡を辿る上で欠かせない情報や資料を提供していただくことができた。

イギリス聖公会の諸状況や慣例、人名の呼び方などに

ついでには、現地レスター教区にお住まいの、Jonathan & Yoshimi (与子美) Gregory<sup>(1)</sup>夫妻から(更に必要に応じて該当事項の専門家に確かめていただき)種々のご教示をいただいた。Jonathan氏はレスター大聖堂オルガニスト、与子美氏は、ロンドンにあるランベス宮殿で全世界聖公会に関わる連携・調整業務に携わっておられる専任スタッフである。北アイルランド・クロハー教区の教区セクレタリーの方にも、何度ものメールでの問い合わせに親切に対応していただいた。ロンドンにあるロイヤル・アルバート・ホールのアーキヴズスト・Jacky Cowdrey氏は、戦前の同ホールでの集会について貴重な資料を提供して下さいました。

また、立教学院史資料センターの前田一男センター長や、同センターで学院史編纂の仕事を進めておられる大江満氏、横浜英和女学院勤務の小宮まゆみ氏、横浜教区主教・三鍋裕師、聖公会神学院図書館職員鈴木慰氏にもご協力をいただいた。これらの方々にもお礼を申し上げたい。

訳出や訳注の記述に当たって用いた参考文献や参考資料は、特別の引用以外は特記しなかったが、以下の書籍や論文に多くを負っていることをお断りし感謝の意を表したい。また、当時の諸状況を知る上で、Wikipediaなどのインターネット検索からは、思いのほか多くの情報

を得ることができた。逐一の出典明示は出来なかったが、お断りと共に謝意を表する次第である。

- ・『キリスト教歴史大辞典』 教文館 一九八八
- ・日本聖公会歴史編纂委員会編 『あかしびとたち』 日本聖公会出版事業部 昭和四九年
- ・日本聖公会歴史編纂委員会編 松平惟太郎著 『日本聖公会百年史』 日本聖公会教務院文書局 昭和三四年
- ・山梨日日新聞編集部編 『清里の父 ポール ラツ シュ伝』 ユニバース出版社 昭和六一年
- ・立教学院 学院史資料センター編 『立教大学の歴史』 名取多嘉雄 「日本聖公会横浜教区におけるCMSの房州宣教」(1)(5) 『立教女学院短期大学紀要』
- ・日本聖公会横浜教区百年史刊行委員会編 『あかしの大路―一〇〇年の歩みに学ぶ―』 一九八四年
- ・日本聖公会横浜教区歴史編纂委員編 『み名によりて横浜教区一二五年の歩み』 聖公会出版一九九八年
- ・レオノラ・エディス・リー (Miss Leonora Edith Lea) 『戦中覚え書』(『松陰女子学院史料第8集』二〇〇八年 松陰女子学院

松平信久